

町田市景観 公共事業景観形成指針

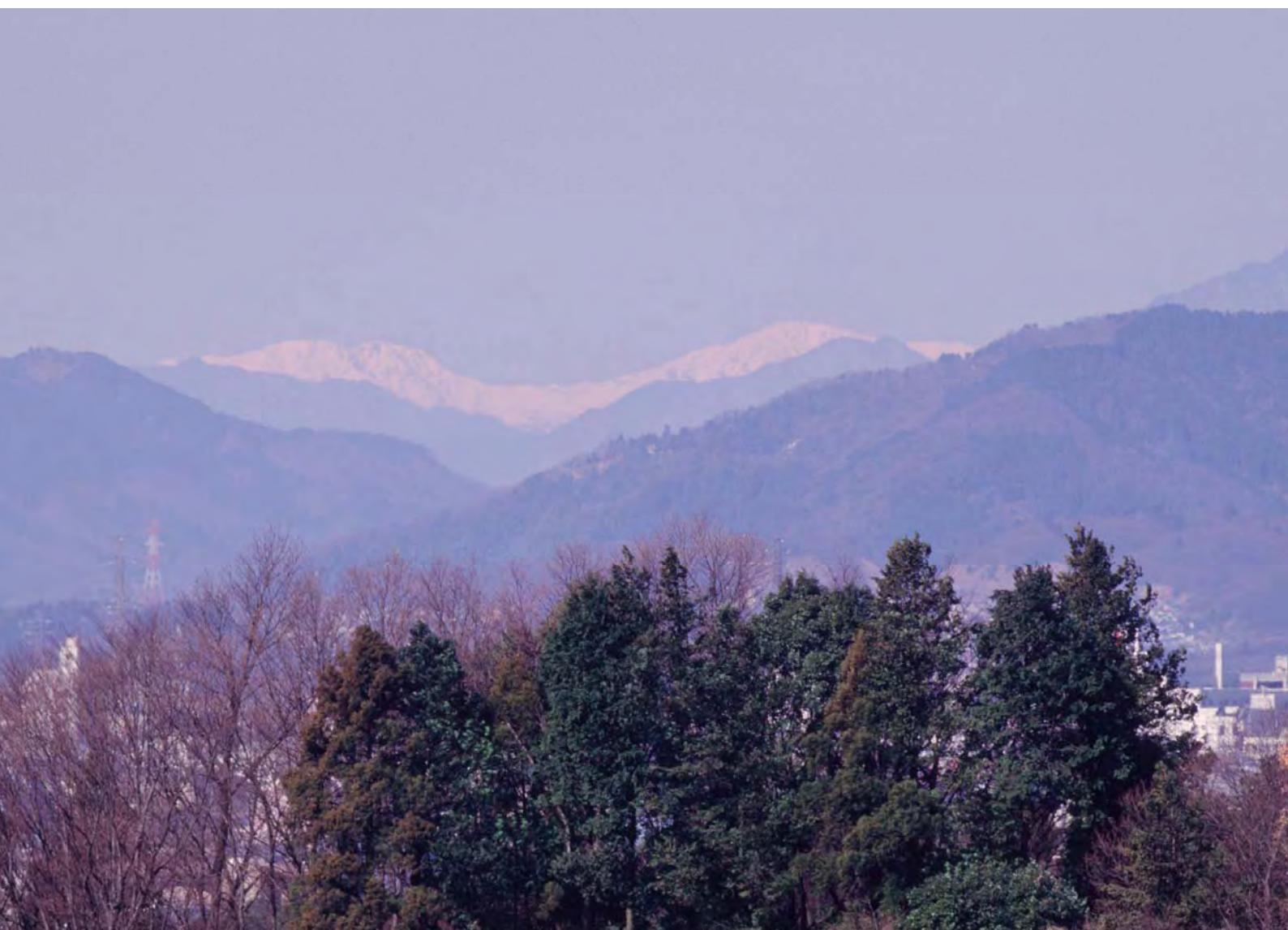
指南書

～“連句(つながり)”から考える町田の公共施設景観づくり～

2013年2月

「時を隔ててデザインされるものが周囲の既存の建築物や工作物等のデザインと一緒にって空間や風景を形成する場合、先人が施したデザインに敬意を払い、自身が行うデザインにそれを反映させる」ことが必要である。」

(『土木デザイン論 新たな風景の創出をめざして』篠原修 著 拠点・一部編集 詳細 p.8)



町田の春

南アルプス遠望



町田の夏

宵の谷町田



町田の秋

丘の畑



町田の冬

火の見櫓

目 次

1. はじめに	1
1-1. 公共事業景観形成指針の目的	1
1-2. 対象施設	2
1-3. 指針の運用方法	2
2. 町田市の公共事業における景観形成の考え方	5
2-1. 公共施設が果たすべき役割	5
2-2. 町田市の留意すべき景観特性	6
2-3. 公共施設整備における景観形成の基本的な考え方	8
2-4. 市民と共に取り組む景観形成の考え方	10
3. 基本的な配慮事項	11
3-1. 構想段階	12
3-2. 計画・設計段階	14
3-3. 施工段階	36
3-4. 維持管理段階	38
4. 市民と共に未来につなげる景観形成	41
4-1. 基本的な留意点	41
4-2. 事業段階別の留意点	43
5. チェックシート	45
5-1. チェックシートの使い方	45
5-2. チェックシート	45

連句を知りたいだくため
に、もっとも有名な連句作品の
ひとつ「『市中は』の巻」をご紹
介します。

これは、元禄三（1690）年に
松尾芭蕉とその門人の去来、凡
兆によって巻かれた歌仙です。

歌仙は三十六句から成ります
が、前半の十八句を『町田市景
観づくりガイドライン』で、後
半の十八句を『町田市公共事業
景観形成指針』で、それぞれ順
に三句ずつ取り上げてご紹介し
ます。

指針では、各中表紙の裏等に
掲載しています。

なお、各句の表記や解釈には
諸説がありますが、ここでは『芭
蕉ハンドブック』（尾形功編／三
省堂／2002年）の「連句解題」を
参考にさせていただきました。

以下の「物語」は、行政職員
が公共施設を整備する際の想い
等を綴った空想の物語です。

各中表紙の裏等に掲載してい
ますので、最後までお読みくだ
さい。

〔物語 その一〕 ～はじまり～

はじめて、公共施設の建設を担当することになった。

正直、何から始めれば良いか戸惑っている。先輩から既に策定された整備構想をはじめ、幾つかの計画書を手渡され、よく読むように言われた。
整備構想には、施設整備に関する基本的な考え方だけでなく、「景観」に関することも示されていた。「景観」ってなんだろう？

1.はじめに

連句 つながり

景観は、まち並みや山の稜線、木々の縁等、普段目にしている要素が合わさって創り出されるものです。「連句」…この言葉に込められた景観形成の基本にも通じる考え方を「つながり」という言葉に置き換えて、この指針を作りました。

五六本生木漬けたる 渚
なまき
たひ
みずたまつり

足袋踏みよごす黒ばこの道
みくわまつり

追ひ立てて早き御馬の刀持ち
あうま

凡兆
芭蕉
かじょう

「市中は」の巻 十九～二十一句目

ここからいよいよ歌仙「『市中は』の巻」も後半へ。

貧しい農家の道脇には用材の生木を五六本浸けた水溜りがある。ぬかるんだ黒土に、うっかり踏み込んで白足袋を汚す者。その主は、殿様の馬の後を必死で追いかける刀持ちの小姓のようだ。滑稽感、躍動感が漲る。

〔物語 その一〕 ～現地確認～

建設現場は、谷戸の斜面。周囲には緑豊かな木々が多数残り、子どもたちの声がどこからか聞こえてくる閑静な住宅地の中である。

年配者に聞くと、昔この地域は宿場町で、旅籠や商家が軒を連ね、大勢の人が行き来していた繁華な場所であったという。現在も、幾つかの土蔵等に往時を偲ぶことができる。

1. はじめに

1-1. 公共事業景観形成指針の目的

町田市では、2009年12月に「町田市景観計画」を策定し、『生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち』を基本理念とし、市民、事業者、行政の協働による景観づくりに取り組んでいます。

市の景観を構成する重要な要素である道路、河川、公園、また学校、図書館等の公共施設の整備にあたり、行政が率先して良好な景観の形成に努め、景観づくりを先導するため、町田市景観条例第16条の規定により本指針を策定します。

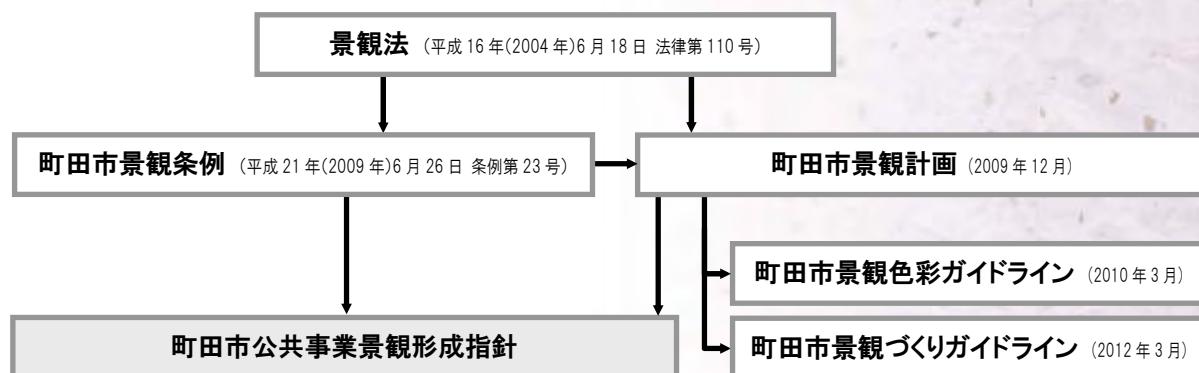
公共施設は、市民生活と密接な関係にあり、周囲に与える影響が大きい施設です。

特に道路や河川等の公共施設は、地域あるいは市を縦横断し、都市の骨格を形づくるものとして、まちのイメージを印象づける重要な要素となります。

本指針では、景観法に基づく届出（通知）の対象とならない道路や河川、公園、公共サイン等の他、届出（通知）の対象となり「町田市景観計画」にも景観形成の方向性や基準を定めている建築物や工作物についても、公共施設として果たすべき役割や景観形成の考え方、配慮内容を具体的に示しています。

市をはじめ、国や都、公共的団体等が公共事業を施行する際には、本指針に沿って、歴史や文化、人々の生活や経済活動等の地域特性を踏まえ、地域景観への適切な配慮に努めていただくようお願いいたします。

本指針の運用を進めることにより、それぞれの公共施設が長い年月の間、大切に受け継がれ、市民に愛される施設、また、歴史的・文化的な価値のある施設として「まちの資産」となることを目指します。



1-2. 対象施設

本指針では、以下に示す7つの公共施設の他、景観に影響のある事業を対象とします。

なお、市有地内や市補助金で建設される民営施設も対象とします。

○道路

- └ A. 線形、B. 補装、C. 柵、照明柱等、D. 樹木、花壇、E.擁壁、
F.歩道橋 ペデストリアンデッキ、G.道路占用物



○橋梁

- └ A. 橋梁本体、B. 高欄、C. 照明柱、D. 橋詰(橋のたもと)



○河川・水路

- └ A. 護岸、B. 管理用通路、C. 柵、照明柱



○公園・緑地

- └ A. 樹木等、B. 園路、C. 柵、照明柱、D. ベンチ、E. 建築物、F. 駐車場
G.遊具



○公共建築物

- └ A. 配置、B. 形態意匠、色彩、C. 素材、D. 外構、緑化



○公共サイン等

- └ A. 配置、B. 形態意匠、色彩、C. 素材、D. 揭載内容



○駐車場・駐輪場

- └ A. 配置、B. 形態意匠、色彩



1-3. 指針の運用方法

(1)利用者

指針の主な利用者は、市内で上記「1-2. 対象施設」の事業に携わる者を想定しています。

- ・町田市内で公共施設整備を行う者
- ・公共施設整備に携わる設計者、施工者
- ・町田市景観条例施行規則第3条に掲げる者（例：独立行政法人等）等

(2)利用時期

公共施設の整備では、構想から維持管理までの各段階において複数の担当者が関わるため、その都度、景観に関する配慮を行うことが重要です。

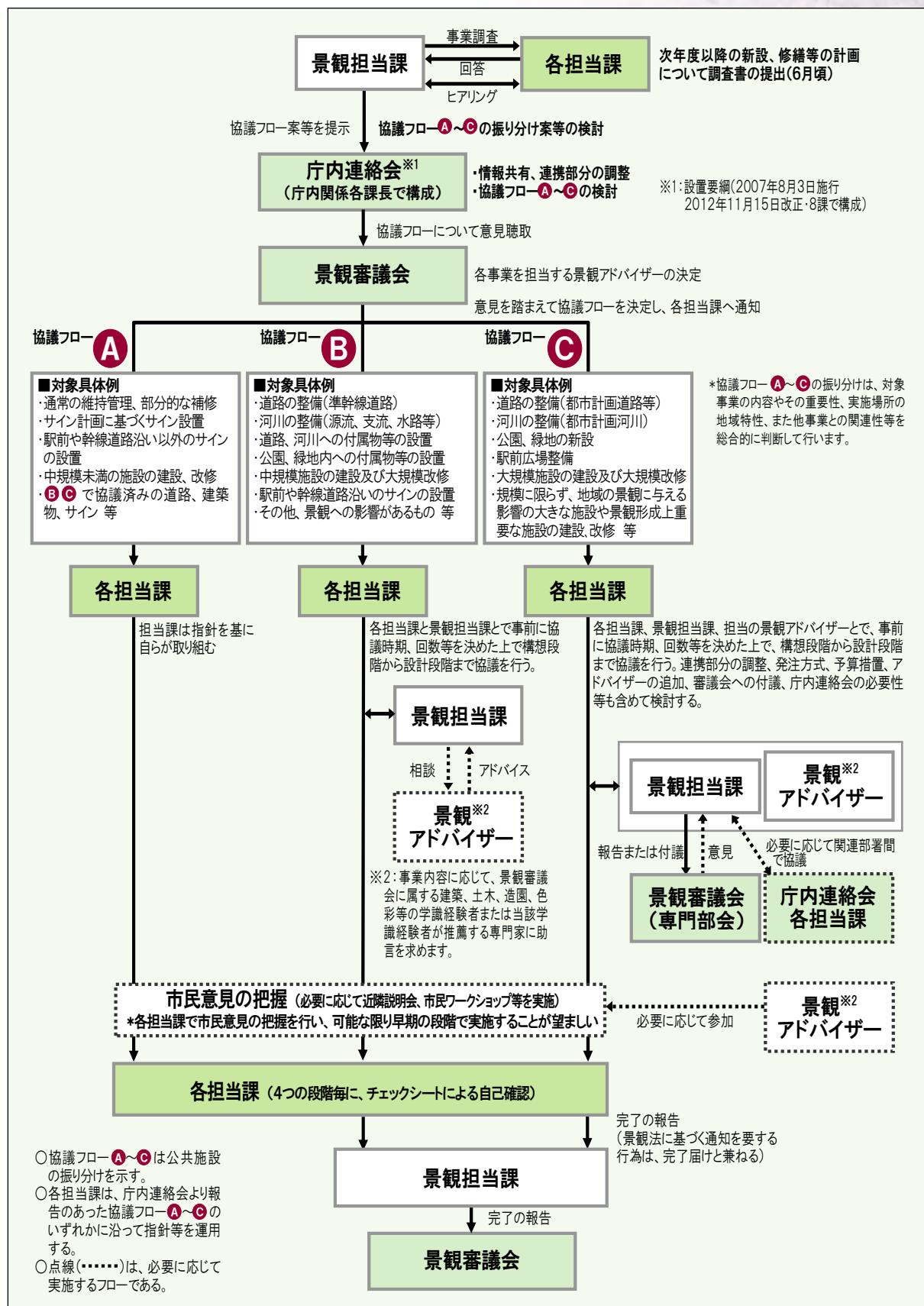
このため、指針の利用時期は、以下に示す公共施設整備に関わる全ての段階とします。



(3)市の事業の運用フロー

市が行う事業、または市有地内や市補助金で行われる事業は、以下に示す流れに沿って運用します。

なお、運用フローは、適宜見直しを行います。





協議フロー(A～C)の振り分けに関する基準の目安

「(3)市の事業の運用フロー」に示した協議フロー(A～C)の対象具体例の中で、特にB及びCで示した「中規模施設」や「大規模施設」に対する基準(規模)の目安を以下に示します。

※下記数値は「目安」です。事業の振り分けは、対象事業の内容やその重要性、実施場所の地域特性、また他事業との関連性等を総合的に判断して行います。

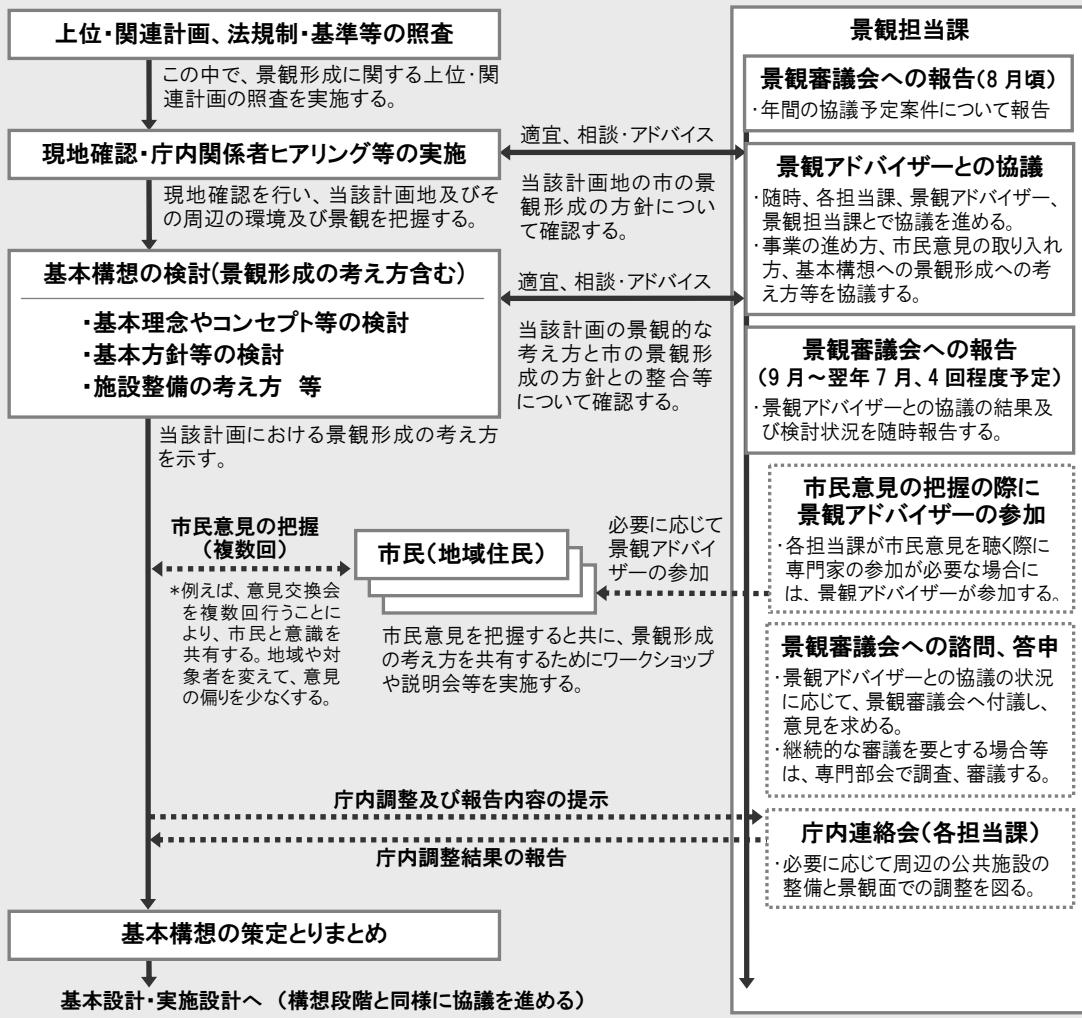
協議フローBの対象具体例の考え方	協議フローCの対象具体例の考え方
<p>「中規模施設」とは、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 1,000 m²以上の建築物 ・高さ 10m以上の建築物あるいは工作物 ・橋長 20m以上の橋梁 	<p>「大規模施設」とは、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 3,000 m²以上の建築物 ・高さ 12m以上の建築物あるいは工作物 ・橋長 30m以上の橋梁



協議フロー“C”の進め方（構想段階の例示）

協議フロー“C”に該当する公共施設整備は、各担当課が景観担当課と隨時協議を行うとともに、景観アドバイザーとの協議も進めます。景観アドバイザーとの協議の進捗状況及び結果は、景観担当課から景観審議会へ隨時報告するとともに、必要に応じて景観審議会へ付議し、意見を求める。付議事項のうち、継続的な調査、審議が必要なものなどは、必要に応じて専門部会による審議を行います。景観審議会や専門部会への付議、アドバイザーとの協議の際は、各担当課が説明を行います。

さらに、必要に応じて府内連絡会等での協議を行い、関連事業との調整を図ります。（「(3)市の事業の運用フロー」参照。）これらの仕組みを含めた景観検討の手順(構想段階)を以下に例示します。



2.町田市の公共事業における景観形成の考え方

連句
つながり

「商都まちだ」と呼ばれる活気のある商業地、「谷戸」に代表される起伏に富んだ地形、長い「歴史」の中で継承されてきた歴史文化等、様々な顔を見せる町田市での景観形成は、「人」「空間」「時間」の“つながり”を基本とします。

でつちが荷なふ水いほしたり
としょうじ
口障子もむしの囲ひの売屋敷
うりやしき
てんじんやいづみゆき
天井守いつか色づく

凡兆

芭蕉

去來

城下町を疾駆する氣儘な殿様のせいで、丁稚はせっかく抱いできた桶の水をこぼす。その水汲みの先は、未だ買い手も付かず周囲を庭で囲った古屋敷の側の井戸端。季節は秋、屋敷の庭には天井守（唐辛子）が赤く色付いている。

〔物語 その三〕 ～地域住民の声～

他にも地域に眠る「物語」があるかもしれない。建設する公共施設の「デザイン」に関するアイデアを得るために、地域住民との意見交換会を開催した。会では、街道にまつわる昔話にはじまり、地域の祭りや伝統行事、地域固有の建築材料等、市内に住んでいたけれど、知らなかつた面白い話がたくさん出てきた。

2. 町田市の公共事業における景観形成の考え方

2-1. 公共施設が果たすべき役割

道路、河川、公園等に代表される公共施設は、市民の生命・財産を守り安全で安心な暮らしを支えること、また、市民に快適で暮らしやすい生活環境を提供することが大きな役割として課せられています。

公共施設は一度造られると長くその場にあり続け、10年、20年、さらには50年という長い年月にわたって地域の景観を構成し、周囲に影響を与え続けていくものです。また、公共施設は、その規模や不特定多数の人に利用されるものであるという特性から、日常的に多くの人々の目に触れ、まちのイメージを印象付けるものであり、地域の景観の先導役を担うものであるということにも“気づく”必要があります。

こうした役割を担いつつ、地域の景観に影響を与える公共施設の整備は、一般的に、利用者である市民が直接行うものではなく、町田市等の公的機関が、市民の公共施設整備に対する想いや願いを受け止めて取り組んでいくものです。

このため、公共施設整備に携わる者は、これから整備しようとする公共施設の本来の目的や役割を踏まえた上で、10年後、20年後、さらには50年後においても多くの市民に愛され、大切に使い続けてもらえるように、景観の形成に取り組んでいくことが必要です。



■多くの市民に愛されている土木構造物(静岡県三島市)

2-2. 町田市の留意すべき景観特性

地形がつくる景観	山地、丘陵、台地、低地の変化に富んだ地形とそれらが織り成す眺望景観
農や緑の景観	都心近郊に見られる農地、山地・丘陵地、公園・緑地等の様々な緑の景観
河川や水辺の景観	鶴見川をはじめとした河川、また湧水等による安らぎを与える景観
住宅地の景観	地域の成り立ちに密接に関わりながら成立してきた特色ある住宅地の景観
にぎわいの景観	町田駅等の主要駅を中心に集積し形成されている商業地の景観
沿道の景観	町田街道を始めとした幹線道路沿いのロードサイドショップが並ぶ景観
文化的・歴史的な景観	その時代毎の生活や文化の蓄積を物語る地域の個性的な景観
生活・活動の景観	祭事等にみる個性的な景観と道路の清掃や園芸活動等による美しい景観

「町田市景観計画(2009年12月)」より

谷戸等に代表される変化に富んだ地形と特徴的な景観を形成する中景¹が、景観の基礎となっている

鶴見川、境川、恩田川やその支流の侵食により形成された開析谷^{※2}や、丘陵の尾根と谷により形成されたいくつもの谷戸が変化に富んだ地形を形づくり、豊かな自然景観を形成しています。また、これらの地形が遠方への視界を遮り、住宅地や緑豊かな丘陵地等の中景を形成しています。



■谷戸地形(町田市三輪町)

多くの人の想いが重なり合い、個性的な空間が各所で形成されている

大規模な中高層住宅団地や戸建て住宅地、また商業施設の集積が見られる町田駅をはじめとした主要駅の周辺地域において、多くの人の想いが重なり合い、安らぎの感じられる良好な住宅地景観や活気溢れる商業地景観等、各所に個性的な景観を形成しています。



■活気のある商業地(町田市原町田)

長い時間の積み重ねの中で継承されてきた歴史的な景観が形成されている

旧石器時代の本町田遺跡をはじめ、町田街道や小野路宿通り等の街道沿いに見られる旧家の佇まいや歴史的な趣を残す板垣等、長い時間の積み重ねにより形成された様々な時代の資産が、その時代毎の地域の個性的な景観を形成しています。



■歴史的な住宅(町田市小野路町)

多数の市民の参加と連携により個性豊かな生活風景が形成されている

フェスタまちだに代表される各種イベントや、各地の神社で催される祭り等、子どもから大人までの幅広い年齢層の積極的な参加と連携により受け継がれている地域の文化に根付いた数多くの催事が、地域の個性豊かな生活景観を形成しています。



■町田天満宮例大祭(町田市原町田)

※1 中景：中景の説明は7頁。

※2 開析谷：川によって浸食され、刻まれた谷。

?

『中景』とは ～町田的な『中景』～

「中景」とは、人間を認知できる限界（約 1.2km）、あるいは樹冠が 6~8m の樹木群における表面上の凹凸や色彩、明るさ等のテクスチャが認知できる限界（約 2.1km）までの距離と言われています。（景観用語辞典 増補改訂版：篠原修編/彰国社/2007）

しかし、谷戸が入り込んだ地形が特徴の町田市では、その谷戸が「中景」を特徴的なものにしています。

例えば、谷戸の谷筋に直行して景色を眺める場合は、対面の丘が遠方への視界を遮り丘の斜面に形成されたまち並み等が「中景」を成しています（写真1）。また谷戸の谷筋に沿って谷戸奥を眺める場合は、両側に迫る丘が視線を誘導する中で谷地に形成されたまち並み等が「中景」を成しています（写真2）。

このように、町田市における「中景」は、本市の景観を考える上で重要な要素の一つとなっている変化に富んだ地形に大きな影響を受けており、公共施設の整備の際はもちろんのこと、景観を検討する上で、見え方に配慮しなければならない重要な観点となっています。

*近景：樹木1本1本の葉、幹、枝振り等の樹木の特徴がわかる領域

中景：人間を認知できる限界（約 1.2km）、あるいは樹冠 6~8m の樹木群における表面上の凹凸や色彩、明るさ等のテクスチャが認知できる限界（約 2.1km）の領域

遠景：樹木のテクスチャはとらえられず、大きな植生分布の変化がわかる程度の領域
(景観用語辞典 増補改訂版：篠原修編/彰国社/2007)



■写真1：谷戸の谷筋を越えて対面の丘に見える住宅群が、町田市の特徴である地形の起伏により作り出される中景を成している。（町田市能ヶ谷）



■写真2：両側に迫る丘が視線を誘導する中で谷戸の谷筋に沿って形成されたまち並みが、町田市の特徴である地形の起伏により作り出される中景を成している。（町田市広袴）

2-3. 公共施設整備における景観形成の基本的な考え方

長い年月その場にあり続け、景観の先導役をも担う公共施設においては、たとえ形態意匠に凝ったものであっても、設けられた場所に不釣合いなものでは良い評価は得られません。

景観づくりは、周囲の環境との関係性に留意し、自身のデザインにそれらを落とし込むように取り組んでいくことが必要です。

地域で長い間守られてきた魅力的な景観に敬意を払い、関係を紡ぎながら景観づくりを行うという、古典詩歌の歌詠み形式の一つである「連句」にならう「つながり」の姿勢を、町田市における景観づくりの基本的な考え方据えます。

町田市の景観づくりでは、この「つながり」の中で、特に具体的な行為に結びつく「人」「空間」「時間」の3つの視点から配慮することが必要であると考えます。

連句 ～つながり～

「人」のつながり

建築物等の設計者をはじめ、国や都、市、市民・事業者等、異なる立場の大勢の人が抱く様々な想いをつなぎながら景観づくりに取り組むことが必要です。



■様々な人の想いを繋ぎ取り組む

「空間」のつながり

周囲の建築物等のデザインだけでなく、自然の造形に対しても敬意を払い、周囲の景観に配慮して取り組むことが必要です。



■周囲の環境に敬意を払い整備する

「時間」のつながり

景観は時間や歴史が積み重なって形成されるということを認識した上で、地域の歴史の文脈を読み解きながら景観づくりに取り組むことが必要です。



■周囲の歴史の文脈を読み取り、調和するよう景観づくりを行う

公共施設の景観形成と『連句』

「篠原修 著、『土木デザイン論 新たな風景の創出をめざして』、(財)東京大学出版会、2003」には、公共施設に求められる景観形成を「連句」にみる「つながり」から解説され、そこには、「時を隔ててデザインされるものが、周囲の既存の建築物や工作物等のデザインと一体となって空間や風景を形成する場合、先人が施したデザインに敬意を払い、自身が行うデザインにそれを反映させることが必要である。(抜粋一部編集)」とし、公共施設整備における景観形成のヒントが示されています。

*連句とは、古くは「俳諧の連歌」といわれ、室町時代に大成された連歌の様式に従い、長句（五・七・五）と短句（七・七）を別々の作者が交互に付けて、一巻を巻き上げる歌詠みの形式のひとつです。

複数の人間が一座して、前句の情景や情緒、句境（句に表現された作者の心境）を踏まえて次々と句を連ねて行き、歌仙（三十六句）、五十韻（五十句）、百韻（百句）などの形式で一巻の作品にまとめ上げるものです。我が国独特の文芸形式として、「座の文芸」「共生の文学」などとも呼ばれ、近年海外でも注目されています。

互いに他者を意識しながら共同でひとつの作品を制作するといった行為が、本質的に景観を形成する行為と同質であるとして、街づくりや景観デザインの分野で引用されることがあります。

公共施設の整備は、「人」「空間」「時間」の「つながり」に留意し、次に掲げる“7つの基本的な考え方”を踏まえて進めていくことが重要です。

①市民の想いを受け止めて取り組む

人

公共施設の整備を進めていく際には、積極的に市民の声に耳を傾け、市民の公共施設整備に対する想いを受け止めながら、責任を持って取り組んでいくことが大切です。

②景観形成の一貫性に努める

人

公共施設の整備においては、当初の設計意図や景観形成の考え方、方針等を各事業段階で適切に継承し、一貫性のある取組みを行っていくことが大切です。

③谷戸等の地形が生み出している景観を残す

空間

谷戸に見られる変化に富んだ地形が創り出す中景等、地域の特徴を物語る良好な景観が損なわれることのないよう、今ある魅力的な景観を後世まで大切に伝え残していくことが大切です。

④周囲の既存の環境に敬意を払う

空間

公共施設の整備においては、周囲にある魅力的な建築物や工作物はもちろんのこと、周囲を取り巻く自然を含めた全ての環境に敬意を払い、それらを自身の行為に反映させていくことが大切です。

⑤個々の取組みの創意工夫を尊重する

空間

公共施設は画一的にするのではなく、地域の特性を見極めた上で個々の取組みの創意工夫を尊重し、多少の凹凸を許容しながらも全体としてまとまりのある姿となるよう取り組んでいくことが大切です。

⑥時を経て「まちの資産」となるよう努める

時間

公共施設は、後世に大切に受け継がれ、多くの市民が誇りに思い、また記憶に残る「まちの資産」となるように心がけて取り組んでいくことが大切です。

⑦先導的な役割を担うこと念頭におく

時間

公共施設の整備に携わる者は、公共施設が長い年月その場にあり続け、景観の先導的な役割を担う側面を持っていることに留意しつつ、取り組んでいくことが大切です。

2-4. 市民と共に取り組む景観形成の考え方

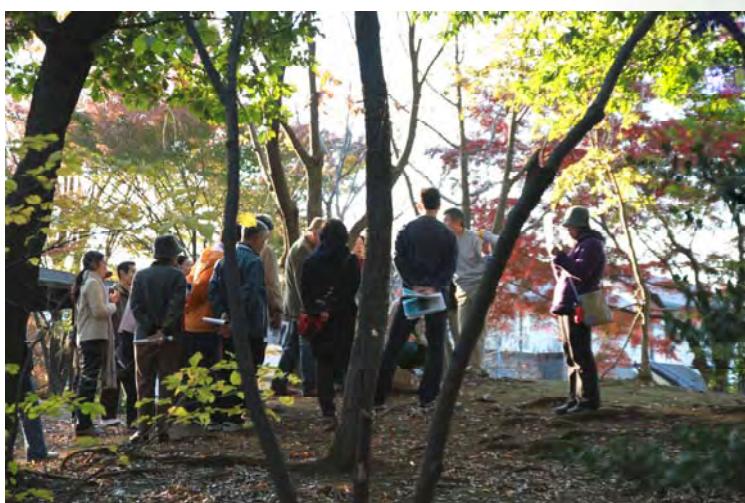
近年、市民の暮らしを取り巻く環境の変化等により、地域が抱えるニーズは多様化しつつあります。また、昨今の財政状況に鑑みれば、今後の行政運営はより計画的、効率的に行わなければならない現状にあります。これらのことより、行政は、これまでの画一的・均一的な行政運営ではなく、地域や市民の多様なニーズや価値観を的確に把握するとともに、市民から多彩なアイデアを得ながら地域の実情に応じた取組みを進めていくことが求められます。

公共施設の整備に携わる者は、公共施設が市民の暮らしの中で切っても切り離せない密接な存在であること、また、市民の関心度が高いことを理解する必要があります。その上で、市民の公共施設に対する愛着と親しみを醸成し、長く大切に利用してもらえるよう、また維持管理面等で協力してもらえるよう、各事業段階において、市民と共に取り組む景観形成について検討していくことが重要です。

一言で「市民」と言っても、様々な主体、異なる立場や考えを持った方々で構成され、それらの方々の意見や想いの全てを公共施設整備に反映していくのは容易なことではありません。

しかし、町田市は、様々な方の意見や想いに可能な限り耳を傾け、共に考え、守り、つくり、育み、公共施設が「まちの資産」となるよう、これまで以上に、市民の皆さんと共に取り組んでいくことを大切にしています。

いつ、どのような手法を用いて市民と共に取り組むことが考えられるのか、また、そうした取組みを進めていくためには、あらかじめどのようなことを準備しておかなければならないのかなどを、後掲「4. 市民と共に未来につなげる景観形成」に示し、その考えに沿って積極的に取り組んでいくものとします。



■市民と共に取り組む景観形成

かつて住宅地開発が進む中、地域の貴重な景観資源となっていた樹木を残すとともに、その周囲を公園として整備した場所で、地域の魅力探し等を行ったワークショップの様子(町田市金井)

3. 基本的な配慮事項

連句 つながり

公共施設の整備は長期に渡り、維持管理も含めて関係する人は大勢います。ここでは公共施設整備を事業段階に分けて、各段階はもとより、次の段階につなげて魅力的な景観を形成していくための配慮事項を示しています。

「ひじりと草鞋を作る」夜と
蜜をふるひに起きし初秋
そのままに転び落ちたる升落

凡兆

芭蕉

去來

「市中は」の巻 二十五～二十七句目

軒に吊るした赤い唐辛子の下では、ひっそりと草鞋を編む農婦の手元を月光が照らしている。蜜に悩まされた亭主が起き出して、土間で力任せに寝巻を振るえば、仕掛けておいた鼠捕りの升落が獲物でも捉えたように転がり落ちる。

〔物語 その四〕 ～公共事業景観形成指針～

意見交換会は盛り上がり、最後には、今回建設する公共施設は地域の資産となるのだから、維持管理に地域も参画しようとなつた。

地域の熱い想いを背負い、いよいよ基本計画・基本設計の発注である。しかし、「景観」に配慮することは、どうすれば良いのか、よく分からぬ。ふと、机の上に「公共事業景観形成指針」があるので目にした。

3. 基本的な配慮事項

公共施設の整備を進める際の景観形成上の配慮事項は、事業の進捗段階に応じて参照できるよう、「構想段階」、「計画・設計段階」、「施工段階」、「維持管理段階」の4段階に分けて示します。

3-1.構想段階

①市民や地域の想いを読み取る	P12
②景観形成の考え方を整理する	12
③地形等の自然的要素を把握する	12
④隣り合う施設や境界部分に着目する	13
⑤時の流れを考慮する	13



3-2.計画・設計段階

(1)共通事項		
①地域の個性を尊重する	P14
②景観形成の考え方を確認し、設計等へ反映する	14
③既存の地形と自然環境の過大な改変を避ける	14
④周囲の景観とのつながりに配慮する	14
⑤長く、その場にあり続けるものへの配慮を行う	14
(2)施設別事項		
①道路	15
②橋梁	21
③河川・水路	24
④公園・緑地	26
⑤公共建築物	29
⑥公共サイン等	33
⑦駐車場・駐輪場	35



3-3.施工段階

①設計意図の一貫性を保つ	P36
②現場の状況に応じて適切に判断する	36
③影響が及ぶ自然環境は早期対策を講じる	36
④仮設物への配慮と整理整頓・清掃を行う	37
⑤維持管理時のことと考えて取り組む	37



3-4.維持管理段階

①市民と共に日常的な維持管理を行う	P38
②設計意図に基づく適切な維持を行う	38
③計画的な維持管理を進める	39

3-1. 構想段階

「構想段階」における配慮事項を示しています。

①市民や地域の想いを読み取る

人

今、見ている景観は一朝一夕にできたものではありません。例えば、目の前の景観が近代的な建築物や多数の屋外広告物が林立する沿道商業地であったとしても、昔、その場所は木造の民家がまばらに建つ農地、あるいは人々の往来が激しい街道であったかもしれません。景観は、その地域の歴史や文化、地域の成り立ち等を勘案し、人々の想いや営みを積み上げて形づくることが大切です。

このため、アンケートやヒアリング調査等により、その地に埋もれた地域らしさを探り出したり、景観まちづくりに対するより良いアイデアや工夫を見つけ出したりするなど、市民や地域の想いを読み取って検討内容に反映していくことが必要です。



■YES/NOカードで市民の想いを把握する

②景観形成の考え方を整理する

人

公共施設の整備は、長期に渡り、関係する人も多数に及びます。こうした中、当初の設計意図を次の事業段階を担う者に確実に継承していくことが必要です。

このため、これから取り組もうとする公共施設整備の景観形成に関する考え方やコンセプト、基本方針等を上位・関連計画を踏まえて整理することが必要です。また、そうした内容は、次の事業段階を担う者へ確実に継承されるよう、書面に記録し、保管しておくことが必要です。



■デザインのあり方を整理し、次へ伝える

③地形等の自然的要素を把握する

空間

景観は、気候、歴史・文化、人々の暮らしや産業等の生業が密接に関係しあい成り立つのですが、これらを支える基礎となるものが、大地や河川をはじめとした自然的な要素です。こうした中、町田市は、関東山地から南東に向かい三浦半島へと続く多摩丘陵に位置し、鶴見川をはじめとした河川の浸食により形成された変化に富む地形を有しています。特に、丘陵の尾根と谷により形成された幾つもの谷戸は、周囲の里山等と合わせて町田市特有の景観を形成しています。

このため、検討を進める際には、これらの町田市特有の景観を大きく改変することのないよう、周囲を十分確認することが必要です。例えば、大胆な切土や盛土により連続する地形の起伏を分断するのではなく、地域によっては、既存の起伏のある地形を生かした公共施設の整備を検討することが望まれます。



■町田の特性である変化に富む地形に配慮する(町田市上小山田)

④隣り合う施設や境界部分に着目する

空間

公共施設の整備主体は、国、都・県、市等様々です。こうした主体が隣り合い、事業を進める場合、それぞれの事業間において十分な事前調整が行われていないと、ちぐはぐな景観が生まれて、つながりや一体感を損ねてしまうことがあります。また、こうした状況は、公共事業間（官官境界）だけではなく、官民境界においても同様です。

このため、国や都・県、隣接する市、庁内各部門、また市民や事業者の異なる主体が管理する施設や敷地の境界部分では、それぞれの景観形成の考え方、整備の内容や時期、手法等を関係者間で早期に協議し、用いる素材や色彩、形態意匠を可能な限り揃えて相乗効果が発揮されるよう、調整する場や機会を設けることが必要です。



■官民境界のつながりに着目する(千代田区丸の内)

⑤時の流れを考慮する

時間

公共施設は、多くの市民に愛され、長く大切に使い続けてもらうことが求められるため、10年、20年さらには50年という長い年月の経過を考慮した景観への配慮が必要です。

このため、色あせや破損等の劣化がしにくい素材、あるいは時の経過とともに風合いが増し歴史的な趣を醸し出す素材の使用を検討することが必要です。また、その場所が有する歴史性を引き立てて地域の味わいが増すように、地域が有する歴史的な文脈等を阻害せず、継承していく整備方針を立てるこも大切です。

さらに、特殊または高価な素材を用いる場合には、ランニングコストや長期修繕に関する維持管理の方法についても十分検討することが必要です。



■歴史的な趣を継承する(町田市小野路町)



景観形成に関する主な上位・関連計画

景観整備に関するコンセプトや方針等を検討する際は、主に下記の上位・関連計画を参照してください。

名称	策定年月	概要	所管課
町田市基本計画 「まちだ未来づくりプラン」	2012. 4	市の最上位計画。市の将来を見据え、何を目標に、どのようなまちづくりを進めていくのかを掲載。	企画政策課
町田市都市計画マスタープラン (改訂版)	2011. 6	市のまちづくりの構想やテーマ別の方針、地域別の構想等を掲載。	都市政策課
町田市緑の基本計画 2020	2011. 6	市の緑の将来像や目標を示すとともに、緑のまちづくりに向けた施策の展開を掲載。	公園緑地課
町田市景観計画	2009. 12	地域の個性や魅力を生かした良好な景観づくりに取り組むための方針やルールを掲載。	地区街づくり課
北部丘陵まちづくり基本構想	2005. 5	土地利用方針と緑地・水資源の保全と利活用、農地・谷戸山整備と都市農業振興策等を掲載。	北部丘陵整備課
町田市北部丘陵活性化計画	2011. 3	基本構想で示したまちづくりテーマを踏まえつつ、実効性のある計画内容を掲載。	北部丘陵整備課

3-2. 計画・設計段階

「共通事項」と「施設別事項」の解説を合わせて行っています。

(1) 共通事項

① 地域の個性を尊重する

人

アンケート調査やワークショップ等で得た地域住民の想いを地域の個性として捉えて、公共施設の形態意匠や色彩等の計画及び設計を行際のヒントとする必要です。なお、地域の個性を表現する際には、例えば市の花「サルビア」をそのままガードレール等に描いたり、照明器具の形にしたりせず、題材となるものの特徴を捉えてデザイン化し、生かすよう留意することが望されます。

② 景観形成の考え方を確認し、設計等へ反映する

人

構想段階で整理された景観形成の考え方を尊重し、その考え方を計画や設計に反映することが必要です。

なお、自然や社会状況の変化等により、構想段階の考え方や内容を大きく変更しなければならない場合は、構想を作成した担当部署に景観形成の考え方等を直接確認した上で計画・設計を行うことが望られます。

③ 既存の地形と自然環境の過大な改変を避ける

空間

谷戸等の地形や自然環境の過大な改変は可能な限り避けるよう、模型やイメージ図等を用いて確認し、計画することが必要です。なお、やむを得ず自然環境に大きな負荷が及ぶ場合は、その影響が最小限となるよう、公共施設の形状、規模、配置、施工方法等を工夫することが望されます。また、美しい樹形を有した巨木等、景観上優れた樹木は計画面で生かしたり、適地へ移植したりするなど配慮することが望されます。

④ 周囲の景観とのつながりに配慮する

空間

構想段階において隣り合う公共空間あるいは民有空間の関係者間で行った事前協議を継続して開催し、事業の進捗状況に応じた詳細な調整を行う必要があります。具体的には、それぞれの施設で用いる素材、色彩、形態意匠等を可能な限り調和させた計画や設計となるよう、イメージスケッチや模型、サンプル等を用いて確認し、地域の連続性や空間のつながりを演出することが望されます。

⑤ 長く、その場にあり続けるものへの配慮を行う

時間

公共施設は、長く、その場にあり続けることに対する配慮を行うことが必要です。特に、構想段階で検討した施設の目的や立地場所に応じた経年変化に関する考え方を踏まえ、用いる資材や施工方法等を十分配慮が必要です。また、10年、20年という長い期間の中で適切な維持管理ができるよう、施設毎の維持管理スケジュールや方法を記した計画書を作成することが望されます。

(2)施設別事項

①道路

道路は、人々の往来や物資の流通等を支える役割を担うことで、地域社会の発展に貢献する重要な公共施設です。一方、景観面から捉えると、それは地形の変化を直接受けて連続する空間であるとも言え、都市イメージを強く印象付ける景観上の骨格となるものです。

このため、計画においては地形を考慮し、幹線道路沿線や歴史的、文化的な地区では必要に応じて電線類の地中化によるすっきりとした景観の形成を行うとともに、構造物や附属物の形態意匠の統一感や連続性に配慮していくことが必要です。

特に、住宅地や商業地における道路附属物は、形状をシンプルにするとともに彩度が低い色彩を用いて沿道景観の個性を演出することが必要です。また、郊外の丘陵地では起伏に富んだ地形に沿うことや、道路附属物の素材や色彩等を周囲の自然景観に馴染む控えめな形態意匠にするなどの工夫が必要です。すなわち、小野路町等の北部の丘陵地に見られる自然や歴史・文化に深く関わりのある地域や町田駅前の賑わいのある商店街等、これまでのまちづくりにおいて積み重ねられてきた地域固有の景観イメージを持つ地域では、一般的なデザインを採用することで個性を損ねる場合もあることに留意し、地域特性とのバランスに十分配慮した景観の形成を進めていくことが必要です。

基本配慮事項

- 起伏に富んだ地形に馴染むよう工夫する
- 空間の連続性や一体感を形成する
- 控えめな形態意匠等として地域の個性を演出する

道
路

配慮内容

*配慮内容の番号に下線があるもの（例：A-1.）は、右側に対応する事例写真を掲載しています。[次頁以降、同様]

A.線形

- A-1. 谷戸地形に代表される自然地形の変更を可能な限り抑えて原地形に沿った線形を採用するなど、周囲の良好な景観を損なわないよう、また周囲の景観と馴染むよう配慮する。



■ A-1. 谷戸地形に沿った起伏のある道路から町田らしい景観を見ることができます（町田市真光寺）

B.舗装

- B-1. 景観上配慮が必要な場所では、自動車や歩行者の走行性を確保した上で、脱色バインダ舗装^{*}等により、周囲の景観との調和に配慮しながら地域の個性を演出するよう工夫する。



■ B-1. 淡い色彩の脱色バインダ舗装を行うことで周囲の景観を引き立てています（福岡市）

^{*}脱色バインダ舗装：通常、結合材に黒色のアスファルトを用いるところを、透明の石油樹脂系結合材料（脱色バインダ）を用いるものを言う。
例えば、骨材に天然の砂利や真砂土等を用いることにより、骨材が有する自然な色調が得られる。

- B-2. 駅前や商店街等、大勢の人が行き来する歩道では、歩行者の安全性を確保した上で、インターロッキングブロックや平板等により、地域の賑わいを演出するよう工夫する。



■B-2.歩車道に一体的にインターロッキングブロックを用い、通りの賑わいを演出しています(町田市原町田)

- B-3. インターロッキングブロックや平板、カラーアスファルト等の舗装を用いる場合は、次の事柄に配慮する。

- ・広域的な調和や交差する道路の舗装との調和に配慮する。
- ・必要に応じて、民地の舗装に配慮し、模様等の特徴的な舗装は避ける。
- ・まち並みと調和し突出しない素材や色彩とし、低彩度色を基本に、単色もしくは明度の近い色を組み合わせて用いる。
- ・単色を用いる場合は、単調になりすぎないように、色むらや表面の仕上げに表情のある素材を選定する。



■拡大



■B-3①.表面の仕上げに表情のあるインターロッキングブロックを用い、貼り方を工夫することによって、単色でもやわらかい印象を与えてています(町田市森野)



■B-3②.低彩度の明度の近い色彩を用いることで、自然な雰囲気を醸し出しています(千代田区丸の内)

C.柵、照明柱等

- C-1. 柵や照明柱、ボラード[※]は、シンプルで控えめな形態意匠や落ち着いた色彩になるとともに、周囲のまち並み景観や自然景観への眺めを阻害することなく、馴染むよう配慮する。



■C-1①.沿道の植栽と調和するよう、控えめな形態意匠で落ち着いた色彩の柵が設置されています(町田市森野)

[※]ボラード：本来は、船が岸壁に停泊するとき、ロープなどを陸上に繋ぎとめる低い鉄柱のことを言うが、道路や公園等の入口に設置して、自動車の進入を抑制する施設のことも言う。



■C-1②.周囲の樹木や建築物の景観に馴染むよう、ダークグレーの色彩に着色された照明柱等を用いています(千代田区丸の内)



■D-1.住宅地内のスケールに合った低めの並木が心地よい歩道をつくっています(町田市薬師台)

D.樹木、花壇

- D-1. 道路の地域での位置付けや道路構造を勘案しつつ、並木の整備や花壇の設置を行うなどして、潤いや安らぎの演出に配慮する。



整備費用に配慮した景観面の工夫の例 (B. 製装)

インターロッキングブロックや平板舗装、脱色バインダ舗装等の様々な舗装材や舗装方法の組み合わせを行うことにより、整備費用に配慮しながら景観面の工夫が行われています。



■平板舗装と脱色バインダ舗装を組み合せた通りにすることで、コストを抑えつつ商店街の表情を豊かにしています(愛知県豊田市)



■インターロッキングブロックを用いて、コストを抑えつつ交差点部の注意喚起と歩道との一体的な空間づくりに寄与しています(愛知県豊田市)



■コストを抑えながら、景観に配慮された空間づくりを進めていく際に、大きな平板舗装を用いるという方法も検討する価値があります



柵と照明の配慮 (C. 柵、照明柱等)

柵にも車両用防護柵や歩行者用の横断・転落防止柵等があり、近年機能を満たしつつ、形状や色彩を工夫している事例が多数見られます。



■シンプルな形状と継ぎ目が目立たない防止柵は、周囲のオフィス街の景観を引き立てています



■細部のデザインに工夫を凝らすとともに、低い彩度の色彩を用いた歩行者用の防止柵です



■縦と横のラインを強調したすっきりとしたデザインが沿道景観を引き立てています(新宿区四谷)

- D-2. 植栽帯が狭く、スペースが限られている場合は、花、ツタ等の地被植物を植えて、まちなかに潤いを創出するよう配慮する。



■D-2.わずかな空間でも花を植えることで、歩行空間の魅力を高めています(中央区日本橋室町)

- D-3. 街路樹を整備する際は、成木となった時の樹高、樹形、樹冠を考慮したまち並み景観を想定して、樹種の選定と配植に努める。



■D-3.美しく剪定された大きなケヤキが並ぶ通りは、地域の誇り高き景観の一つです(町田市三輪緑山)

E.擁壁

- E-1. コンクリート擁壁の場合は、雨だれの汚れが目立たないよう縦スリットを設けるなど工夫する。



■拡大



■E-1.擁壁に縦スリットを入れて、雨だれ等の汚れを目立ちにくくしています(町田市鶴間)

- E-2. 化粧型枠等を用いることにより、周囲の景観との調和を図るよう工夫する。
- E-3. 谷戸等の自然環境が豊かな場所では、植栽ブロックを用いて地被植物等を植栽し、道路空間に潤いを創出するよう努める。
- E-4. 可能な限り緩やかな法面勾配にしたり、小段を設けたりして、歩行者等への圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。



■E-3.道路際の擁壁が植栽ブロックであるため、圧迫感を軽減するとともに、潤いを創出しています(町田市小山ヶ丘)

F.歩道橋、ペデストリアンデッキ

- F-1. シンプルな形態意匠や彩度を抑えた控えめな色彩にするよう努める。
- F-2. 周囲の市街地景観や自然景観、歴史的景観等の地域特性を踏まえ、形態意匠や色彩に反映するよう工夫する。
- F-3. 構造物の下部空間が暗くならないよう工夫する。
- F-4. 構造物の側面は、雨染み等による汚れが付きにくくなるよう工夫する。



■F-1.彩度を抑えた色彩を用いて、周囲の景観を阻害することなく調和しています(町田市金井)

G.道路占用物

- G-1. 道路占用物はシンプルで控えめな形態意匠や落ち着いた色彩にするとともに、周囲のまち並み景観や自然景観への眺めを阻害することなく、馴染むよう配慮する。



■G-1.大きな設備機器も落ち着いた色にすることで、周囲の景観との調和を図っています(町田市森野)

- G-2. バス停は、シンプルな形態意匠とし、彩度を抑えた控えめな色彩を用いて、すっきりとした景観の形成に努める。



■G-2.鉄とガラスを用いたシンプルで力強いデザインが周囲の景観を引き立てています(名古屋市)

*道路占用物は、所有者や管理者が町田市ではないため、各々の占用物設置者に対して配慮を求めることが必要です。



整備費用に配慮した景観面の工夫の例（C. 柵、照明柱等）

ガードパイプやボラード、照明機器の設置においては、既製品の組み合わせを行うことにより、整備費用に配慮しながら景観面の工夫が可能です。



■ガードパイプを茶色にすることで、街路樹や沿道の店舗等の景観を阻害することなく、調和しています



■一部のゴム製のボラードは、コスト面に配慮しつつ、色彩の工夫によりオフィス街等のまち並み景観と調和しています



■シンプルな形態意匠の照明は、コスト面に配慮しつつ、周囲の景観にも調和しています



オープンスペース（モニュメントや彫刻等のオブジェの設置）

地域の魅力や活力を一層高めていくための取組みとして、駅前広場や道路、公園等の公共空間にモニュメントや彫刻等のオブジェを設置する場合が見られます。しかし、こうしたオブジェは、彫刻家やデザイナーの思想や主張が反映される場合が多く、設置される場所(空間)との調和に十分配慮することが必要です。

駅前広場等のオープンスペースを計画する際は、オブジェが主役となるのではなく、それらの空間を利用する人々の営みを引き立てるデザインであることが望ましいと思われます。



■地上の設置物を極力控え、イベント等の人々の営みを引き立てる整備が行われたJR日向市駅(宮崎県日向市)



国土交通省が示している防護柵等の推奨色について

国土交通省では、防護柵や照明柱等の色彩について、『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(2004年3月)』を策定し、以下の推奨色を示しています。

基本とする色彩の名称	標準マンセル値
ダークブラウン（こげ茶色）	10YR 2.0/1.0 程度
グレーベージュ（薄灰色）	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレー（濃灰色）	10YR 3.0/0.2 程度

* マンセル値は、色を表現する値として一般的に用いられるもので、「色相 明度/彩度」で表記する。

例えば、マンセル値「10YR8.0/1.0」とは、色相が10YR、明度が8.0、彩度が1.0であることを表している。

『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(2004年3月、国土交通省道路局)』より

町田市では、周囲のまち並みの状況に応じて使い分けることを推奨します。

なお、これらの考え方は、防護柵や照明柱に限らず、地上機器やサインの支柱、建築物や公園の周りのフェンス等も同様です。

この推奨色に限らず、周囲に調和した素材を用い、素材色を生かすことや、地域の特性に応じた色彩を用いることも大切です。



■緑の多い丘陵地や住宅地等で使用されているダークブラウン（こげ茶色）の防護柵の例



■明るい印象を与える場所等で使用されているグレーベージュ（薄灰色）の防護柵の例



■たくさんの色彩のあふれる中心市街地等で使用されているダークグレー（濃灰色）の防護柵の例

写真：上から二つ目を除き「景観に配慮した防護柵(国土交通省ホームページ)」より

②橋梁

橋梁は、道路の延長上に存在し、河川や谷地等を安全に渡るための公共施設です。一方、景観面から捉えると、それは道路景観上のアクセントとなり、外部景観として眺めた時のランドマークとも成り得ます。

このため、計画においては、架橋目的や安全性、快適性等を考慮した構造から生まれる機能美を尊重しつつ、周囲の景観とのバランスに配慮することが必要です。

特に、住宅地や商業地では過度な装飾を避けシングルな形態意匠とし、道路景観の一部として連続性に配慮することが必要です。こうした中、谷戸奥を眺めた際に中景を構成する資源となっている場合や大勢の人が集まり地域のシンボルとなるような場所の場合等、形態意匠に特別な配慮が求められる場合は、構造から生まれる機能美に工夫を凝らしたり、色彩や質感に配慮することを基本とした上で、多方面からのアドバイスを参考にしながら形態意匠を工夫することが望まれます。

基本配慮事項

- 機能美を尊重しつつ、周囲の環境とのバランスに配慮する
- シンプルな形態意匠とし、道路からの連続性に配慮する
- 地域の状況に応じて個性を演出する

橋 梁

配慮内容

A.橋梁本体

- A-1. 架橋目的や安全性、快適性等を考慮した構造から生まれる機能美を尊重し、過度な装飾を避けシングルな形態意匠として、橋梁全体の姿の美しさに配慮する。



■A-1. 桁側面のシンプルな意匠が橋梁全体の姿を引き締めています(横浜市)

- A-2. 市街地景観や自然景観、歴史的景観等の地域特性を考慮し、橋梁本体の形態意匠や色彩にそれらを反映して周囲の景観に馴染むよう工夫する。



■A-2. 装飾されていない桁側面や茶色の高欄が、木々の緑を阻害せず、調和しています(千葉市)

B.高欄

- B-1. 過度な装飾を避け、横桟や縦桟のシンプルな形態意匠とするよう配慮する。なお、横桟タイプの場合は足掛かりとなりにくい形態とし、また縦桟タイプの場合はすり抜けにくい形態とするよう努める。



■B-1.シンプルな形態とし、周囲の景観への配慮が図られています(町田市三輪町)

- B-2. 彩度の高い色彩を避け、深みのある落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。



■B-2.低彩度の茶色の色彩が、周囲の景観との調和を図り、橋梁の風格を高めています(宮崎県日向市)

- B-3. 橋梁の側面や桁下に併設される水管橋やその附属物は、橋梁の桁側面及び高欄で用いる色彩に配慮し、目立たないよう配慮する。



■B-3.茶色に着色された水管橋は目立たず景観に馴染んでいます(新潟県上越市)

C.照明柱

- C-1. 橋梁上に設ける照明柱は高欄に用いた色彩との調和に配慮する。一方、橋台付近に設置する照明柱は前後の道路に設けられている照明柱と同様な色彩とするなど、橋梁全体及び道路とのつながりに配慮する。



■C-1.橋上の照明柱は、高欄の色彩と同じ色彩を用いて統一感のある景観を形成しています(宮崎県宮崎市)

D.橋詰(橋のたもと)

- D-1. 花木を用いて緑化したり、小広場を設置したりして、まちなかに潤いと憩いの場を創出するなど、橋梁本体と合わせて市民が愛するまちの資産となるよう配慮する。



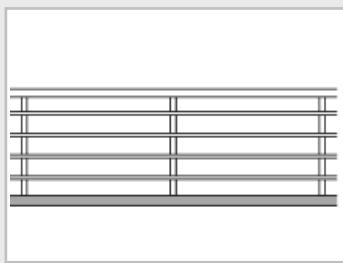
■D-1.橋詰にゆとりのある空間を確保することで、親水性のある景観が形成されています(三重県鳥羽市)



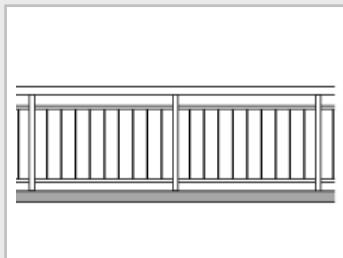
高欄の基本種類 (B. 高欄)

橋梁の高欄は、橋梁全体の印象を大きく変えるものです。

高欄には基本となる形状が幾つかあります。以下にその種類を示します。



■横桟タイプ
横方向の軸線が強調されるため、桁部分との一体感が演出できます。
子どもによる横桟部分への乗降が懸念されるため、下部の桟ほど河川側に張り出すなど足を掛けにくくする工夫が必要です



■縦桟タイプ
2m間隔程度の支柱間に縦格子を設けたもので、連続感のある美しさが演出できます。
足掛かりが少ないため、横桟タイプに比べて安心です



■笠木の素材や色彩を変えることで、景観を引き締めています



■手前に木製の手すりを付けることで、地域性を演出しています

③河川・水路

河川・水路は、古くより地域と深い関わりを持ち、治水や利水の面から生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。また、鶴見川を中心とする周囲の田園や谷戸に見られる里山を含めた河川環境は、昆虫や小動物等の多様な生物の生息の場として貴重な空間となっています。一方、景観面から捉えると、それは住宅地や商業地において潤いをもたらす貴重な公共空間であり、豊かな自然に触れることのできる場であると言えます。

このため、計画においては、治水や利水の機能と転落防止等の安全性を確保した上で、地域の暮らしや歴史・文化、自然とのつながりに配慮した景観を形成することが必要です。

特に、まちなかにおいては、階段護岸の採用や管理用通路を利用した散策路の整備等、水辺の景観を演出するとともに、親水性を高めて川との接点を設けていくことが求められます。一方、郊外においては、多自然型護岸の採用等により自然環境との調和を図ることが求められます。

基本配慮事項

- 水辺の景観を演出する
- 親水性の高い形態意匠とする
- 周辺の生態系を含む自然環境に配慮する

河 川 ・ 水 路

配慮内容

A.護岸

- A-1. 石材を用いて布積や谷積等の積み方による整備を行い、水辺の自然景観を演出する形態意匠となるよう努める。
- A-2. 石材を模した化粧パネルや化粧型枠を用いて整備を行い、水辺の自然景観を演出する形態意匠となるよう工夫する。
- A-3. 治水や利水また安全上の支障のない範囲で親水護岸を整備することにより、まちなかに潤いの感じられる景観の創出に努める。



■ A-1.石材を用いた親水空間と沿川の木々が、まちなかの景観の魅力を高めています(岐阜県大垣市)



■ A-3.水辺に近寄ることのできる階段護岸が、暮らしに潤いをもたらしています(町田市野津田町)

- A-4. 多自然型護岸を採用して昆虫や水生生物、小動物等の多様な生物の生息に配慮するなど、周囲の自然環境を壊さないような景観の形成に努める。



■施工直後



■A-4.多自然型護岸により周囲の自然景観とのつながりを創出しています(愛知県大府市)

B.管理用通路

- B-1. 管理用通路の舗装は、周囲の市街地景観や自然景観等との調和を図るよう配慮し、脱色バインダ舗装やカラー舗装等を用いる場合は彩度を抑えたものとする。



■B-1.彩度を抑えて周囲の景観との調和が図られています(町田市南大谷)



■C-1.2.細い桟を用いた茶色のフェンスが河川景観の魅力を引き立てています(町田市広袴)



■C-4.周囲へ光が漏れないようフットライトを採用しています(山形県鶴岡市)



多自然型護岸（A. 護岸）

多様な生物の生息の場となる豊かな自然環境を保全していくための護岸整備の方法として、多自然型護岸があります。

市内においても、鉄線でカゴを組み、中に石を入れたカゴマットを積むことで、石積み工と同じような効果が期待できる「カゴマット工」が見られます（右写真）。このカゴマットの上に土を被せることにより、草に被われた緑の護岸にすることもでき、周囲の景観との調和が図れます。

なお、このほかにも「石積み工」や「柳枝工」等があります。「石積み工」は河川の水流に堤防の土砂が流されないようにするために、「カゴマット工」に比べて大きな石を用いることが必要です。「柳枝工」は、葦や柳等を植えることで、堤防の土砂が流されないようにする工法です。



■カゴマット工

④公園・緑地

公園・緑地は、市民に対する憩いやクリエーションの場の提供をはじめ、多様な生物の生息環境の保全、災害時の避難場所等の防災機能を担うなど、様々な目的や機能を持っている公共施設です。一方、景観面から捉えると、それは潤いや開放感を演出するとともに、季節の移り変わりに伴う彩りを提供するなど、市民の心の豊かさの醸成や、都市全体の景観向上に寄与しています。

このため、計画においては、その位置や規模、設置目的等を踏まえた上で、四季を通じて楽しめる樹種の選定や成長を考慮した配植等、時の経過を考慮した計画を行うことが必要です。また地形や周囲の自然環境に尊重し、調和を図りながら、まちなかの緑豊かな景観形成を牽引し、地域全体の景観向上に一層資するよう取り組むことが求められます。

基本配慮事項

- 四季の変化等、時の経過を楽しめる空間とする
- 地形や周囲の自然環境との調和に配慮する
- 多くの市民に利用される居心地の良い空間とする

公園・緑地

配慮内容

A.樹木等

- A-1. 時の経過を考慮し、成木になった時の樹高や樹形による園内及び園外からの景観を想定して樹種選定と配植に努める。
- A-2. 子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じたまちの資産となる緑豊かな環境を創出するよう工夫する。
- A-3. 主に住宅地及びその近隣に位置する公園では、花木をはじめ、紅葉樹や落葉樹等、一年を通じて変化を楽しめる樹種を選定するなど、周囲に対して季節感のある景観を創出するよう努める。
- A-4. 主に郊外に位置する公園では、公園周辺の既存樹木の樹種や樹高を、見通しの確保等の防犯面を考慮した上で植栽計画に反映し、周囲と園内が一体的な空間となるよう調和に努める。



■ A-1.成木になった時の樹高や樹形が考慮され、傾斜地を活かして公園の内外の空間が連続するよう配植されています(町田市南つくし野)



■ A-3.新芽や花を付けた木々が、季節を感じさせる美しい景観を形成しています(町田市野津田町)

- A-5.公園周辺の街路樹や花壇に植栽する樹木や草花は、公園内の樹種と調和を図り、公園と公園周辺が一体的な景観となるよう努める。



■ A-5.公園入口の花壇が、ぼたん園の緑と調和するよう配慮され、周囲が一体的な空間となっています(町田市野津田町)

B.園路

- B-1.園路は、安全性や耐久性を考慮した上で、土や石材、木材の自然素材を用いたり、落ち着きのある色彩を用いたりして、自然的な空間と調和した質感を持ち合わせるよう配慮する。



■ B-1.木製園路が、ハス田の景観を一層魅力的にしています(町田市野津田町)

C.柵、照明柱

- C-1.柵やフェンス等を設ける場合は、敷地内の緑や周辺のまちなみと調和する素材や色彩に配慮する。
- C-2.照明柱は過度な装飾を避けてシンプルな形態意匠にするとともに、可能な限り細く、また彩度や明度を抑えた色彩を用いて、周囲の自然的景観を阻害しないよう努める。



■ C-2.緩やかな曲線を用いた照明柱が、柔らかな雰囲気を出し公園の景観と調和しています(港区六本木)

D.ベンチ

- D-1.ベンチは過度な装飾を避けてシンプルで控えめな形態意匠にするとともに、色彩や素材に配慮し、周囲の木々や公園全体の景観を引き立てるよう努める。



■ D-1.木製のベンチは、シンプルな形態意匠で、周囲の景観と調和しています(横浜市)

E.建築物

- E-1.トイレや管理事務所等は、耐久性、耐候性を考慮した上で、周囲の木々の高さを超えない規模にしたり、派手で奇抜なものにならないよう工夫したりして、園内の自然との調和に努める。
- E-2.原地形に沿って計画したり、敷地の改変は最小限に抑えたりして、公園内の景観に溶け込むよう配慮する。
- E-3.建築物の周囲に花木や紅葉の美しい樹木を主体とした植栽を行うなどして、市民に愛されるまちの資産となるよう努める。



■ E-1.周囲の木々の高さを超えない建築物が、公園の景観に馴染んでいます(町田市山崎町)

F.駐車場

- F-1. 設置位置の工夫や道路と駐車場の高低差により周囲から自動車見えなくしたり、中低木植栽を緩衝物として設けて見え難くしたりするよう努める。



■F-1.生け垣により、道路から駐車場内が見えにくくなっています(町田市原町田)

- F-2. 芝生等の地被植物を用いたり、中高木を余地に植栽するなどして駐車場緑化を行い、駐車場も公園の一部である雰囲気を創出するよう努める。



■F-2.芝生で覆われた駐車場が、公園との一体感のある景観を形成しています(岐阜県各務原市)

G.遊具

- G-1. 周囲の自然や歴史、市街地等の環境や景観を踏まえ、全体のバランスの中で調和するよう配慮する。



■G-1.遊具の色彩に、自然環境豊かな地域の中に調和した色を用いています(町田市小山町)



環境に配慮した取組み

公園内での環境対策のうち、舗装材と照明に関する取組みについて示しています。



■家屋廃材や間伐材、流木等からなる木チップを骨材として用い、公園内の景観と調和しています



■空き瓶等の廃ガラス材を利用したりサイクルガラスを用いつつ、茶色にすることで、周囲の緑との調和を図っています



■太陽光発電システムを備えたシンプルな照明は、周囲の景観に馴染んでいます



■太陽光と風力の発電能力を備えたシンプルな形状の照明は、周囲の景観に上手く調和しています

⑤公共建築物

公共建築物は、市役所をはじめ、学校施設、文化施設、集会施設、供給処理施設等、様々な施設が対象となり、市民生活により身近な公共施設であると言えます。一方、景観面から捉えると、それは比較的規模が大きく、また立地場所も市民の目に留まりやすい場所にあることが多いため、地域のランドマークとなり、地域の景観を強く印象付けます。

このため、計画においては、隣り合う建築物や周囲の自然、歴史・文化等に敬意を払うとともに、時の経過により風格や味わいが増す素材を用いて質感の高い施設となるよう心がけることが必要です。また、郊外においては、谷戸や台地等の起伏のある地形の中で様々な視点場から眺められることから中景にも配慮し、派手な色彩や華美な形態意匠、または周囲のまち並みとの調和を欠いた大きな建築物とならないよう努めることが必要です。さらには環境や防災、減災にも配慮することが必要です。

基本配慮事項

- 時の経過により風格や味わいが増すようにする
- 中景に配慮した形態意匠とする
- 環境や防災・減災を考慮する

公共建築物

配慮内容

A.配置

- A-1. 道路や隣地境界から後退させるなどして、ゆとりのある空間づくりに努める。
- A-2. 祭りやイベント時、さらには災害時等に利用できるオープンスペースを設けるよう努める。
- A-3. 原地形に沿った計画や敷地の改変を最小限に抑えるなどして、地域の景観に溶け込むよう配慮する。
- A-4. 背後の樹林や周囲の山並みを借景として活用し、主要な視点場から見た際に、建築物が樹頂部や稜線を超えないようにするなど、中景に配慮した配置に努める。
- A-5. 敷地内や周辺に残すべき資源や自然等がある場合は、これらを生かした計画とするよう工夫する。
- A-6. 隣棟間隔に配慮して、ゆとりのある空間づくりに努める。



■ A-1.敷地境界から後退することで、ゆとりのある空間を創出しています(千代田区丸の内)

B.形態意匠、色彩

- B-1. 公共施設の用途や地域での位置付けを考慮し、控えめな形態意匠の中にも一部にアクセントとなる形態意匠や色彩を施すなどして、地域のシンボルあるいはまちの景観上の資産となるよう努める。
- B-2. 地域で見られる建築物の特性を形態意匠や色彩に反映して、周囲のまち並みや自然景観に馴染むよう努める。



■ B-1.歴史と風格を感じる重厚な建築物の中央に立つ塔がアクセントとなり、地域の景観のシンボルとなっています(横浜市)

- B-3. 空調・給水施設、避難設備等は、道路等から見えにくい位置への設置、また建築物本体と同様な形態意匠の囲いや色彩を用いて、建築物本体と馴染ませるよう配慮する。
- B-4. 谷戸地形の中では、壁面だけでなく屋根や屋上も含めて、多様な視点場から眺められることに配慮する。
- B-5. 谷戸地形の中、特に斜面地で整備する際は、高さ、規模、形態意匠等に対して、周囲からの眺望に配慮する。

C.素材

- C-1. 耐久性、耐候性に優れ、周囲の景観との調和に配慮した材料、素材を用いて、時の経過により風格や味わいが増すよう配慮し、地域のシンボル性が増して景観上の資産となるよう工夫する。



■B-3.附帯する建築物の窓に設けられたルーバーと空調室外機の目隠しの形態が揃えられています(港区六本木)



■C-1.外壁や屋根に用いられている素材が時間経過とともに落ち着いた色彩となり、周囲の木々と調和するようになっています(町田市原町田)

- C-2. 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸のある素材を用いて陰影効果を出したり、同系色の色彩を複数用いて視覚的に分節したりして、単調にならないように努める。
- C-3. 付近の建築物で用いられている素材に配慮して、周囲の景観に馴染むよう努める。
- C-4. 耐久性や耐候性に優れた素材を用いたり、汚れが付きにくいうコート材を塗布したりするなど、維持管理がしやすくなるよう工夫する。



■C-2.石材が持つ一つひとつのわずかに異なる色彩が、外壁に用いた場合に濃淡となって現れて、単調さを軽減しています(香川県坂出市)

D.外構、緑化

- D-1. 敷地境界は、可能な限り柵やフェンス等は設けず、高低木の植栽により開放的な空間を創出するよう努める。
- D-2. 花木や紅葉、落葉樹等、一年を通じて変化を楽しめる樹種を選定して、季節感のある景観を創出するよう努める。
- D-3. 既存植生と調和した樹種の植栽により、周囲の自然景観に馴染ませるよう努める。
- D-4. 屋上緑化や壁面緑化を行い、まちなかに緑豊かな潤いのある景観を創出するよう工夫する。



■D-1.外構に芝生や樹木を植栽することで、歩行空間の魅力を引き立てています(千葉市)



■D-4.壁面緑化により、まちなかに潤いを創出するとともに、隣にある大木との緑の連続性を創出しています(千代田区大手町)

- D-5. 樹木の種類の選定や配植は、将来の樹木の成長を想定し、建築物との調和に配慮する。



■施工直後



■D-5. 樹木が成長することを想定した配植により、建築物と調和した景観を形成しています(町田市原町田)

- D-6. 周囲の環境を考慮した上で、必要に応じてライトアップを行うなど、夜間景観に配慮する。
- D-7. 敷地内の形態意匠だけを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路等の周囲のまち並み景観と調和した形態意匠を考慮し、色彩や素材に配慮する。
- D-8. 墁やフェンス等を設ける場合は、敷地内の緑や周囲のまち並みと調和する素材や色彩に配慮する。



■D-8. 淡い色彩を用いることで背後の建築物や周囲の緑に溶け込んでいます(町田市図師)



環境に配慮した取組み

公共建築物においては、近年、「環境」に対する配慮が求められています。ここでは、公共建築物で実施されている様々な環境対策のうち、景観に関わる主な取組みについて示しています。これらの環境対策を実施する際には、効果に著しい影響を及ぼさない程度で、景観に対する工夫も合わせて行うことが必要です。



■ 緑のカーテンにより、直射日光を遮るとともに、まちなかに潤いの感じられる景観を創出しています(杉並区)



■ 屋上を緑化することで、遮熱を図るとともに、緑豊かな庭園を作り出しています。なお、維持管理は市民により行われています(町田市森野/町田市役所4階屋上)



■ 窓面に設けられたシンプルな形状の可変式ルーバーは、建築物の形態意匠に馴染みつつ、直射日光を遮っています(愛知県北名古屋市)



■ 屋根上に設けられた透過性の高い太陽光発電シートは、節電に寄与するのはもちろんのこと、景観面においてもすっきりとした印象を与えています(三重県鈴鹿市)



新庁舎建設における景観づくり

(新庁舎の設計に携わった設計事務所の担当者のコメントをまとめたものです)

1. 公共施設に求められること

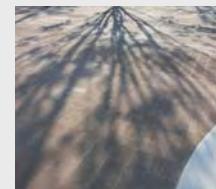
建物単体としての外観だけでなく、まち並みや都市計画的な視点からその建築のあるべき姿を考えることが必要であると考えています。民間施設ではなかなか実現できない周辺環境の一体的な整備や高い公共性の提供などを念頭において計画に携わることが大切だと感じています。

2. 周辺環境の向上

新庁舎により形成される新しいまち並みが親しみやすいものとなるよう、町田駅前通りや西側の住宅地に面する建物は2~3階の低層部とし、道路から距離をあいて配置することで豊かな街路空間や広場を整備するゆとりを確保しました。また車両の進入動線をJR横浜線側に設けることにより、市民ホール前の公園から新庁舎の角の広場まで連続する街路空間を実現しています。

3. 周辺道路との一体的な整備

周辺道路の歩道と連続した街路空間を実現するために、敷地内の舗装材は歩道で一般的に使用されるインターロッキングブロックを主に使用しています。外壁の色彩計画と同様に、淡い褐色のブロックで、表面に細かな溝が刻まれている製品を使用しました。広がりを確保しつつも、単調な街路空間とならないよう、溝の向きを切り替えることにより、同色でありながら変化が感じられる張り方にしています。



4. 親しみやすさを感じられる温かみのある外観

庁舎高層部は、やきものの大型セラミックを外壁材に採用しています。景観条例に適合する落ち着いた色彩でありながら、周囲の緑に対して映える淡褐色としています。やきもの特有の温かみのある風合いに加え、表面に細かな凹凸を設けることで日の当たる具合により色合いが変化することを期待しています。議場の外壁は金属パネルですが、表面を細かに荒らした上で暖色系の着色被膜を施した材料を採用しています。基調となるシルバーやガラスに対して、特徴的な部分に温かみを感じる材料を使うことで建物全体として親しみやすさを感じられるようにと考えた結果です。

5. 場所に応じた照明計画

敷地の3面が道路に接しているため、外構範囲の照明は基本的に庭園灯を主体とした景観・保安照明程度としています。形状としては、腰高程度のポール式庭園灯及び建物の腰壁やベンチに設置した足元灯を主としています。木漏れ日広場は屋外イベントの利用も考えられるため、ある程度華やかさのあるポール灯としています。器具色は壁面に合わせた色もしくは、器具自体があまり主張しない色とし、可能な限りLED光源を利用した環境負荷の少ない製品を採用しています。



6. 案内サインの統一

敷地内の案内サインは耐久性を考慮し、ステンレス板に表示をしています。防火水槽表示や屋外消火栓等、設備的な表示物についても極力仕様を合わせ、雑多な景観とならないよう配慮しています。庁内のサイン検討部会及び担当課職員の方々と協議を重ね、敷地内外の歩行者及び車両動線を検討考慮し、必要な位置に効果的に配置するよう心がけました。

7. 駐車場や駐輪場等の付帯施設の配慮

立体駐車場には主に堅格子を用い、建物の外形が明確に表れないことで周辺への圧迫感を低減することを意図し、あまり主張しないプロンズ系環境色の外壁・堅格子としています。

駐輪場は、杉板を型枠に使用し木目を表面に転写したコンクリート腰壁に沿って設置しています。目線をある程度通しながらも、自転車が直接視線に入らないように配慮しています。

8. 市民ワークショップによるコンセプトの共有

街区を緑の樹林帯で包み込むというコンセプトに市民ワークショップでもご賛同いただき、公園庁舎というキーワードをいただきました。敷地角の広場は、市民ワークショップでご提案いただいたケヤキの大屋根に覆われた木漏れ日広場のイメージで整備を進めました。大屋根にふさわしく成長することを待ちにしています。

西側の住宅地に対する緩衝領域として、低層部の屋上庭園と地上の西側緑地は一体となった厚みのある雑木林として計画しています。周辺の自然環境を踏まえて、クヌギやコナラを含む多様な樹種を採用しました。また樹形については、足元の視線が抜ける明るく安全な雑木林となるよう、単木ではなく株立ちの高木を採用しています。また市民ホールと新庁舎の間や立体駐車場脇、JR横浜線沿いは常緑樹を配置する計画とし、地域の潜在種であるシラカシを並木として配植しています。



⑥公共サイン等

公共サイン等は、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識、案内誘導板のほか、施設や催事の紹介、禁止行為や注意喚起等の様々な情報提供を行うため、横断幕や懸垂幕、バナー^{*}やのぼり旗、啓発看板や注意看板等として主に公共空間(施設)に掲示される公共施設です。なお、公共サイン等は、立ち止まって利用される地図等を用いた案内板や移動しながら確認される案内標識等、様々な利用方法が想定されます。一方、景観面から捉えると、それは多数の人に認知されることが機能上求められるため、道路や公共施設が建つ敷地内の目立つ場所に設けられ、素材、色彩、形状、規模によっては、まちのアクセントになったり、景観を著しく損ねたりしてしまう場合もあります。

このため、計画においては、可能な限り劣化が少なく質感の高い素材を用い、洗練された形態意匠とすることや、シンプルで分かりやすい表示面とすることが必要です。

なお、公共サイン等のうち目的地への誘導を行うものは形態意匠を市内で統一すべきですが、一方で、公園等の限られた敷地内に設置する場合は、それぞれの地域や施設の個性に応じた形態意匠とするなど、目的や用途等により形態意匠を適宜検討することが望まれます。

基本配慮事項

- 劣化が少ない素材や塗装を用いる
- シンプルで系統立て整理した表示面とする
- 地域の個性を形態意匠に取り入れる

*ここで示す内容のうち、道路系のサイン・案内板に関する考え方や具体的な形態意匠のあり方は、「町田市サインマニュアル(2006.3.町田市)」を参照してください。

*設置期間が一年以内の場合は、別途協議の上、以下によらないことができます。

配慮内容

A.配置

- A-1. 設置しようとする場所の周囲に整理、統合が可能な公共サインがあるかを確認し、可能な限り集約するなどして、形態の異なる様々なサインが林立しないように努める。
- A-2. 背景となる樹木や植栽、建築物等への視線を大きく遮らないよう配慮する。
- A-3. 柱や壁面等に設置する場合は、設置する場所の幅や高さ、間隔等のバランスを考慮する。

公共
サイン等



■A-1.集約し、形態を揃えることにより、すっきりと配置しています(静岡県伊東市)

B.形態意匠、色彩

- B-1. 円筒型や多面体型、バナー等、形状や掲示方法の工夫により、必要な情報を伝えるとともに、まち並み景観のアクセントとなるよう努める。
- B-2. 設置しようとする場所が自然豊かな地域であるか、あるいは市街地であるか等の周囲の景観を考慮し、調和するよう努める。



■B-1.彩度が高い色彩でも、シンプルな意匠と規則的な配置により、まち並み景観を引き立てています(長野県松本市)

^{*}バナー：垂れ幕や旗などの形状をした公共サインや屋外広告物。

- B-3. 視認性を損なわない範囲で表示面を小さくしたり、表示面の裏やフレームを落ち着いた色彩に塗装したりして、周囲の景観に大きな影響を及ぼさず、地域の個性を演出するよう配慮する。



下写真の裏側

■B-3.表示面の裏が茶色に塗装され、まち並みの景観に配慮されています(町田市森野)

- B-4. 公共サイン等が対象とする物や範囲を踏まえた上で、地域や路線の特性に応じて形態意匠や色彩を統一するなど、空間のつながりや一体性に配慮する。
- B-5. 地の色は白または素材色、もしくは建築物と一体的な色彩とするよう努める。なお、サイン計画等に基づく場合はこの限りではない。
- B-6. 華美な装飾は避け、シンプルな形態意匠とする。



上写真の表側

■B-4.ガードパイプや照明柱と同じ色彩をサインの枠に用いることで統一感が感じられます(町田市森野)

C.素材

- C-1. 石材や木材等の自然素材の持つ風合いや、ガラスやステンレス等の持つ質感を生かすなどして、案内する施設や地域の特性との調和を図ったり、景観形成上のアクセントとなるよう工夫する。



■C-1.ガラスとステンレスで作成された案内板は、駅前の賑わい空間と調和しています(町田市原町田)

D.掲載内容

- D-1. 表示面は情報量を可能な限り少なくしたり、地域の特性に応じたピクトグラムやマーク、ロゴ等を用いたりして簡潔にし、誰もが分かりやすくなるよう工夫する。
- D-2. 文字の色は、地の色との調和(融合・対比)を考慮して選定する。



■D-1.ピクトグラムを用いて簡潔に表示することで、誰もが分かりやすいサインになっています(横浜市)



掲載内容について

公共サイン等は不特定多数の人間に認知されることが機能上求められることから、誰にとっても見やすく表示することが必要です。公共サイン等を作成する際は、以下の内容に配慮してください。

- ・文字の大きさは必要以上に大きくならないようにする。
- ・字体(フォント)は、新ゴシック体を基本とする。
- ・避難場所への方向を示す記号を併載するなど、災害時の誘導案内等を行う仕掛けを盛り込むことについて検討する。

⑦駐車場・駐輪場(立体施設)

駐車場・駐輪場は、主に駅周辺に立地し、通勤・通学時等多くの市民に日常利用されている公共施設です。一方、景観面から捉えると、その位置や規模、外観の形態意匠等によってはまち並みの連續性や賑わいを阻害する要因となる恐れがあります。

このため、計画においては、特に出入庫口付近における視界や夜間の視認性の確保等、歩行者への安全性確保を図った上で、隣り合う建築物や周囲の環境に敬意を払い、まち並みの連續性の創出や周囲への圧迫感を軽減する工夫が必要です。また、町田駅をはじめとした駅周辺の緑の少ない地域では、緑化等により季節の彩りを添えて市民の心を和ませる工夫も必要です。

基本配慮事項

- 隣り合う建築物や周囲の環境に馴染むよう努める
- 歩行者に圧迫感等を与えないよう工夫する
- 地域に潤いを与えるよう工夫する

駐
車
場

駐
輪
場

配慮内容

A.配置

- A-1. 道路や隣地境界から可能な限り後退させるなどして、スケール感を歩行者に合わせ、周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。
- A-2. 景観への影響が少なくなるよう、地下への設置についても検討する。その際、地上に設置される出入口については、シンプルな形態意匠を基本とし、周囲のまち並みに馴染むよう努める。



■A-1.緑量感のある高木が、無表情な駐車場壁面の露出を抑えるとともに、圧迫感や威圧感を軽減しています(鹿児島市)

B.形態意匠、色彩

- B-1. シンプルで飾らない形態意匠を基本とした上で、周囲の建築物の形態意匠や色彩等と馴染むよう努める。
- B-2. 後退して生み出された道路との境界部分はオープンスペースとして整備し、まちなかにゆとりを創出するよう工夫する。
- B-3. 壁面緑化を行うなどして、まちなかに緑豊かな潤いのある景観を創出するよう努める。



■B-1.すりガラスを用いた控えめな意匠により、周囲の建築物に馴染んでいます(武蔵野市)



■B-3.壁面に設けた金網にツタを這わせて緑化を行っています(江東区)

3-3. 施工段階

「施工段階」における配慮事項を示しています。

①設計意図の一貫性を保つ

人

公共事業は、構想・計画・設計、施工の各段階が長期に渡って進められること、また各段階で、計画担当、設計担当、事業担当の異なる部署や担当者が多数関わることが想定されます。

このため、施工段階では、景観形成に関する考え方等を再度確認するなどして一貫性を保つことが必要です。

また、施工段階で付け加えられた意匠は、全体のバランスや当初の設計意図を損ねる場合もあるため控えることが求められます。

- 構想や計画・設計段階でまとめた景観形成に関する考え方を再度確認し、計画等の意図を理解して一貫性を保つよう努める。
- 施工段階で思いついで新たな意匠は加えないよう努める。もし加える必要がある場合は、計画・設計段階の担当部署等と協議の上で実施するよう努める。



■配慮事項①：暗渠化された河川の上に創られたせせらぎ緑道は、当初の考えである「自然の再生」を継承し、今も多くの草花や木々が見られ、また昆虫たちが集まる場所になっています(町田市広袴)

②現場の状況に応じて適切に判断する

空間

施工段階では、構想や計画・設計段階で検討された景観形成に関する考え方や方針と異なるものができないよう取り組むことが基本です。しかし、構想や計画・設計段階から時間が経過し、樹木の成長等により当初の計画どおりに進めることができない場合もあります。

このため、施工段階で景観上重要な資源が確認された場合は、当初の計画や設計担当の意図を踏まえつつ、当該資源の保全や活用策を講じるよう、現場の状況に応じて適切に判断することが必要です。ただし、現場だけの判断ではなく、設計担当等と協議を行った上で対策を講じていくことが必要です。



■配慮事項②：道路整備の際、伐採されず保存されていました(町田市/樹木は現存せず)

- 現場で景観上重要な建造物や樹木等の資源が確認された場合は、その保全策や活用策を講じるよう配慮する。
- 保全策や活用策を講じる場合は、計画・設計段階の担当部署等との協議の上で実施するよう努める。

③影響が及ぶ自然環境は早期対策を講じる

空間

施工に伴い、やむを得ず自然環境に影響が及ぶ場合があります。また、仮設道路の建設等、本体工事を円滑に進める上で必要となる工事もあります。

このため、施工段階では、本体工事に伴って影響が及んだ箇所は、その後の利用が未定の場合、早期に元の自然環境に近付けるよう復旧することが必要です。

- 公共事業により樹木の伐採の可能性がある場合は、移植等を検討し、適切に対処するよう努める。

- 切土等が発生する場合は、自然環境の早期回復に効果がある表土の復元に努める。なお、その際には表土の仮置き、再利用についても検討するよう努める。

④仮設物への配慮と整理整頓・清掃を行う

時間

公共施設の施工時には、工事現場及びその周辺において、安全確保のための安全柵や仮囲いが設置されたり、現場事務所やトイレ等の仮設物の設置や建設資材の仮置きが発生したりする場合があります。

このため、施工段階では、工事現場も一時的に地域の景観を構成していることを認識し、仮設物による周囲への圧迫感や不安感を軽減する必要があります。また、建設資材等を仮置きする場合も、整然と配置することが必要です。

さらに、仮囲いも色彩やデザイン等の工夫を行うことで、地域住民への配慮や工事への関心を高めることができます。

- 現場事務所等の仮設物は、民地あるいは市民が通常通行する道路等の場所から離して建てたり、外壁を白色あるいは淡いクリーム色等を用いたりして、周囲へ圧迫感や不安感を及ぼさないよう工夫する。
- 建設資材の種類や方向を揃えたり、建設機器を整然と配置するなどしてすっきりとした現場の景観の形成に努める。
- 現場及びその周囲では、砂埃や路面への泥はねの処理を含む清掃に努める。
- 仮囲いは、周囲の景観と調和したすっきりとしたデザインや緑化に努めたり、どのような工事が行われているのかを市民に知らせるための小窓を設けたりするなど工夫をする。



■配慮事項④-1: 東京駅(丸の内)に設置された仮囲いには、歩行者を楽しませる工夫が施されています(千代田区丸の内)



■配慮事項④-2: 歩行空間の快適性が損なわれないよう、シンプルで美しい仮囲いが設置されています(高松市)

⑤維持管理時のことを考え取り組む

時間

景観材料は、流通量が多い既製品や地域色を一層演出するための特注品等、さまざまなタイプのものが考えられます。既に周辺環境や立地特性等から導かれる景観整備の目標水準や景観整備方針等を踏まえ、計画・設計段階において指定されていることが一般的です。しかし、景観材料は、特注品はもちろんのこと既製品であっても将来入手困難になる可能性があります。

このため、施工時には、将来破損や劣化した場合に、どのような手法で景観に配慮しつつ維持補修を行うのかという対応方策について検討しておくことが必要です。

- 将来の維持修繕のしやすさを考慮した上で、景観に配慮した材料を適材適所に使用するよう努める。
- 将來の維持修繕の方法を予め検討しておくよう努める。



■配慮事項⑤: 舗装材が剥がれ、維持補修が行われないままいる箇所は、景観を著しく低下させます(他都市)

3-4. 維持管理段階

「維持管理段階」における配慮事項を示しています。

①市民と共に日常的な維持管理を行う

公共建築物や橋梁等の各種公共施設は、時の経過とともに色あせや破損等の劣化が生じることは避けられません。しかし、その劣化も適切な維持管理により遅らせて耐用年数を延ばすことが可能です。

このため、施設の定期的な見回り点検や簡単な修繕、施設周辺の清掃等、日常的な維持管理を適切に行うことが必要です。特に、こうした取組みを、市独自の事業である「アダプト・ア・ロード事業*」等を含め、市民の協力を得て行っていくことは、市民の公共施設整備に対する関心を高めていくことにもつながります。

- 施設の破損等の異常を早期に発見し補修できるよう、日常的な見回りを実施するよう努める。
- 現在実施しているアダプト・ア・ロード等の取組みを一層積極的に実施するよう努める。
- 市民と共に取り組むことができる維持管理の項目を整理し、共に実施するよう努める。
- 市民意見から景観上の問題点や課題を把握するなど、施設利用者の視点から意見を集めよう工夫する。



■配慮事項①-1.地域住民との協働により花壇が美しく維持されることで、道路空間の魅力を高めています(町田市成瀬台)



■配慮事項①-2.地域住民の協力を得て、道路景観が美しく維持されています(町田市小山田桜台)

②設計意図に基づく適切な維持を行う

公共施設を適切な状態で維持していくことは、地域の良好な景観を保つ上で重要なことです。たとえ完成時が美しく魅力的であっても、維持管理が不十分では、施設はもちろんのこと、地域の景観も損なわれてしまいます。

このため、構想や計画・設計段階で検討され、施工段階でも一貫して継承されてきた景観形成に関する考え方や方針は、維持管理段階においても担当部署間で適切に継承することが必要です。なお、構想、計画・設計、施工に携わる者は、施設を移管する際、施設管理者へ景観形成に関する考え方や方針、設計意図等を引き継ぐことができるよう書面に整理しておくことが望されます。

- 維持管理の際は、景観形成に関する考え方や方針等（計画書等）を読み、把握に努める。
- 計画書等がない場合は、施設の現状や周囲の景観を確認して維持管理における景観形成上の基本的な考え方を簡潔に整理し、書面にまとめるよう努める。
- 当該書面は担当者が変わっても利用できるよう保管に努める。
- 街路樹等の植物は設計意図を踏まえて管理するものの、成長により信号機や標識、電線等へ影響を及ぼす場合は、適度な剪定を行い管理に努める。



■配慮事項①-3.市民が事業の構想段階から維持管理までに関わることでいつまでも美しく維持されています(町田市本町田)



■配慮事項①-4.中央分離帯の管理が適切に行われることで、緑豊かな景観が維持されています(町田市山崎町)

*アダプト・ア・ロード事業:市が管理する道路用地等の公共財産を市民団体等の手で、より良い環境にしようとするもの。

- 老木や大きくなりすぎて倒壊の恐れがある樹木は、歩行者や自動車交通等の安全を考慮して、適切な管理に努める。
- 建築物の外壁や橋梁の塗り替え等の修繕は、現状の形態意匠、色彩を踏まえ、色彩の基準に合わせることを基本とする。
なお、周辺環境の変化、または維持管理上の新技術の開発や修繕用材料の性能向上等により、効率的、効果的な修繕が可能となつた場合は、周囲の景観との調和を図ることを基本としながら取り組むよう努める。
- 既存の公共施設の中で、特に現在用いられている色彩が彩度の高い派手なものであるなど、周囲の景観の中で突出し、調和を欠いていると思われるものは、当該立地場所の景観特性等を再度確認して、新たに適切な色彩を施すなど工夫する。
なお、検討に際しては景観担当課へ事前相談を行い確認する。
- ガードレール等の部分補修を行う際は、将来的に望ましい形態意匠や色彩に変更するよう努める。
- 塗装修繕の場合は、修繕箇所のみを塗装するのではなく、修繕箇所を含む一定の区画一面を対象として行い、修繕箇所が目立たないように工夫する。

③計画的な維持管理を進める

都市の成長に合わせて増え続ける公共施設の全てを、均等かつ一定水準で維持管理することは、財政面や人員面において今後困難になっていくことが予想されます。

このため、新たに整備する公共施設に関しては、構想及び計画・設計段階で作成する維持管理計画等に基づいて、定期的な維持管理や修繕を適切に実施する必要があります。一方、既存の道路施設の維持管理は、アセットマネジメントの考え方を踏まえて作成された「道路資産管理基本計画（2007年3月、町田市）」等に基づいて実施し、その他の公共施設についても早期に同様な計画を策定した上で予防保全型の維持管理を実施することも必要です。

また、公共施設間で重点的に維持管理を行う施設と最低限の維持管理を行う施設に分けるなどして維持管理コストの調整を行い、限られた財源を効果的に利用する仕組みを整えることも必要です。

- 国や都が管理する公共施設、また府内の他部署が管理する公共施設が隣接する場合は、それぞれの維持管理計画等の内容を相互に把握するよう努める。
- 都道と市道が交差する交差点等、異なる管理者が管理する公共施設が隣接してある場合は、定期的に行う維持管理の時期を合わせ、隣り合う公共施設の形態意匠等をそろえるよう配慮する。
- 必要に応じて関係者間で調整の場を設け、効率的な維持管理の考え方や方法を調整するよう努める。



■配慮事項②-1.元のクリーム色と茶色の目立たない色彩で再塗装されることで、いつまでも周囲と馴染んだ景観が維持されています(名古屋市)



■配慮事項②-2.外壁の色を元の色彩に合わせて塗り替えが行われています(町田市金井町)



■配慮事項②-3.修繕箇所を含む一面を補修して、修繕箇所を目立たなくしています
※修繕箇所：階段出入口の右辺り(町田市木曾東)



■配慮事項③.適切な維持管理に向けて関係者会議が開かれています

~連句の“いろは”~

♪連句と四季♪

連句一巻には、季節の句と無季の句をバランスよく詠みこみますが、季節も四季を豊かに取り入れます。中でも春と秋を大切に扱い、夏・冬の句が続けても一句から三句までなのに対し、春・秋の句は三句から五句まで続けます。春と秋の句が続くところでは定座（じょうざ）といって、それぞ花と月の句を詠みこむ位置もほぼ定められています。

こんなところにも日本人の繊細な季節感、美意識が息づいています。

♪付けと転じ♪

連句文芸の最も大事な性格は「付けと転じ」です。前句に触発されて句を付けるわけですが、次には前句と付句の世界から転じて新しい別の世界を作り出す必要があります。一つのテーマにのみ固執せず、また後戻りもせずに、次々と新しい世界を生み出していくのです。

そうして巻き上げられた連句一巻は、決して無秩序・無方向の詩興の膨張ではなく、句を順に認める懷紙の折面の序・破・急により、あたかも四楽章のシンフォニーのような美しい全体構成を持つことになります。

江戸時代を通して、連句（俳諧）は広く庶民の文芸として親しまれました。いま、私たちが何気なく使っている言葉の中にも、連句から生まれた慣用句が数多くあります。

「付かず離れず」は、付句の有りようを言ったものですが、他にも「詠句の果て」「花を持たせる」「折り合いが悪い」「付ぐ」「つかぬこと」「景気付け」「月並み」など、連句に発したたくさん言葉が現代でも生き続けています。

♪付かず離れず♪

連句の付けは、前句の情景や情緒に想を得てなされるものですが、発句と脇の関係を除けば、あまり前句の世界に寄りかかり過ぎた付句は嫌われます。人間関係と同様に「付かず離れず」が、互いの個性を認め合つて長く付き合う秘訣です。

それぞれの個性を尊重しながら、全体として美しい調和を生み出す。まち並みや景観にも、同じことが言えるのではないでしようか。

♪町田と連句♪

江戸時代後期、現在の町田市南大谷に五十嵐浜藻という女流俳諧師がいました。当時、江戸で名を馳せていた小林一茶や夏目成美などの著名な俳諧師とも親しく交わり、一説には「加賀の千代、江戸の浜藻」と並び称せられるほど才媛でした。父・梅夫とともに西国行脚した際に各地の女流と一緒に座して、当時としては珍しい女性だけの連句集『八重山吹』を残しています。

♪連歌と連句♪

連句は、連歌を母体として生まれた文芸ですが、連歌が雅な大和言葉と優美な心情を尊び、日常卑近なこと、滑稽すぎること、意表をつくことは一切詠まないのに対して、連句はこれらのことを排除せず、森羅万象、人事百般を面白く懐かしく言いとるところが違います。

4.市民と共に未来につなげる景観形成

連句 つながり

景観形成の主役は市民です。公共施設整備においても例外ではなく、市民の意見を取り入れ、また維持管理にも参加してもらうなど、市民と行政の“つながり”を大切にした取組み方法について示しています。

ゆがみて蓋の合はぬ半櫃
ふた はんびつ

草庵に暫く居ては打ち破り
しゃぶる

命嬉しき撰集の沙汰
せんじゆ

凡兆 芭蕉
ぼんじょう

貧しい農家の土間の片隅には、歪んで蓋の合わない半櫃（半分の長さの長持）なども見える。付句は、そこを一所不住の隠遁者が住まう草庵の景と見立てる。いずれこの庵も打ち捨てて旅立つ主は、勅撰和歌集への入集の尊に生き永らえた甲斐を喜ぶ漂白の歌人。

〔物語 その五〕 ～連句(つながり)～

「指針」を開く。「町田市の公共事業における景観形成の基本は、連句である」という。「連句って何だ?」

「景観の世界では自然や先人が施したデザインに敬意を払い、自身のデザインにそれを反映させる」と、つまり「つながり」が大切なのだそうだ。難しそうだが、隣り合う資源に着目して、取り組んでみようと思つ。

4. 市民と共に未来につなげる景観形成

ここでは、より魅力的な景観を形成していくために必要な、市民と共に取り組む景観形成の留意点を示しています。

なお、市民と共に取り組む際の留意点は、公共事業に携わる者の使い勝手を考慮して、「4-1. 基本的な留意点」と「4-2. 事業段階別の留意点」の2つに分けて示しています。

4-1. 基本的な留意点

公共施設の整備において、市民と共に取り組む際に最も重視すべきことは、「**市民と行政の間に相互理解を築くこと**」であると考えます。ここでは、この重視すべきことを達成していくための基本的な留意点を以下に示します。

①情報共有化する

公共施設の整備において、市民の参加を得ながらより魅力的な景観を形成していくためには、行政が持っている当該公共施設整備に関する情報を市民に可能な限り提供し、市民と行政の相互理解の上で進めいくことが必要です。

このため、市民と共に検討を進めていこうとする公共施設整備の背景や目的はもちろんのこと、上位関連計画での位置付け、事業予算や今後の事業スケジュール、また事業実施場所の特性や事業を進めていく上の課題等の基礎的情報を整理し、少しでも早い段階から市民へ提供して情報共有を図ることが必要です。



■公共施設整備の情報を提供する

②“市民参加”の目的を明確化する

行政が公共施設を整備する際に市民の協力（市民参加）を得ようとすると、市民は「市民にどのようなメリットがあるのか」、「市民は行政のどのような部分を補うのか」などの疑問を抱くかもしれません。

このため、なぜ市民参加による公共施設整備が必要であるのかを市民に説明できるよう、行政が市民参加を通じて求めるものを明らかにした上で、市民参加という方法を導入することの意義や目的を明確にして伝え、理解を得ることが必要です。

③市民参加の方法を検討する

「市民参加」と言っても、その方法は多様です。公共施設整備の事業段階（構想・計画・設計・施工、維持管理段階）や当該公共施設の整備が影響を及ぼす地域や関係者により、その方法は異なります。

このため、アンケートやヒアリング、グループインタビュー、また意見交換会や事業説明会、ワークショップ形式の会議や検討委員会等、



■WS等を通じてニーズを把握する

多様な市民参加の方法の中から、どのような方法がニーズを的確に把握するのに適しているのかを、対象者（参加者）と成り得る人物の想定も合わせて検討し、効果的な方法を採用することが必要です。（事業段階に応じた市民参加の方法は、「4-2. 事業段階別の留意点」に示すとあります。）

なお、対象者の選定においては、当該公共事業の影響を受ける個人や企業、また商工会議所、観光協会、自治会、商店会等の地域のまちづくりや活性化を担っている団体、さらには市内で景観まちづくりを実践しているNPO等に加えて、会議運営や今後の継続した取組みを考慮すると、地域の実情に精通するキーパーソンの存在が重要になります。

④検討プロセスを設計する

会議やワークショップ等において、様々な意見や考え方を持った異なる立場の市民から話を聞いたり、共に構想や基本計画の検討を行ったりする際には、会議の目的や目標を見失わないようにすることが円滑な会議運営には必要不可欠です。

このため、どのような市民参加の方法であっても、市民ニーズの把握や、構想、基本計画の検討を行う際には、議論の到達点を予めイメージし明確にしておくとともに、それに向けて取り組むためのプロセスやスケジュールをしっかりと設計しておくことが必要です。また、参加する市民にその到達点を会議開始時に伝え、相互理解の上で共同作業に取り組むことも会議を円滑に進めていく際には重要なことです。



■駅前にぎわいづくりを、市民と共に社会実験を通じて実践（茨木県牛久市）

⑤情報を広く発信する

アンケートやヒアリングの対象者、またワークショップに参加できる人は、限られた人になってしまふことは否めません。しかし、景観形成の主役は全ての市民です。

このため、ワークショップ等に参加できない人にも当該公共施設の整備に興味や関心を持ってもらい、施設の維持管理活動への参加等、市民と行政の協働のきっかけとなるよう、市民参加の活動状況やその結果、また事業の進捗状況等を市広報やホームページに掲載し、広く情報を提供することが必要です。



■情報提供のための媒体

4-2. 事業段階別の留意点

市民と共に取り組む際の留意点のうち、事業段階別の内容を以下に示します。

なお、ここに示す事業段階とは、「3. 基本的な配慮事項」で示した「構想」、「計画・設計」、「施工」、「維持管理」の4段階です。

ここでは、これらの4つの事業段階別に市民と共に取り組む際の留意点を整理するとともに、具体的な取組み方法を例示しています。



「4-1. 基本的な留意点」でも示したとおり、景観形成を市民と共に取り組む際には、行政が持つ情報の提示や市民の考えを引き出して理解することなど、各種情報の共有化を図った上で**「市民と行政の間に相互理解を築くこと」**が重要であると考えます。

この考え方は、各事業段階においても同様であり、主に、市民の意見や考えをアンケート、ヒアリング、ワークショップ等の各種取組み方法を用いて把握し、構想や計画・設計等に反映していくことが基本となります。

異なる立場の多数の利害関係者から発言される内容には、対立する意見や実現が困難な意見等が含まれる場合もありますが、発言した市民にとっては、自身の発言内容が聞き入れてもらえるという期待感を抱いてしまう可能性があります。

このため、各事業段階において、市民から得た意見に対して実現不可能なものに対しては、早期にその理由を加えて回答し、理解を得るようにすることが必要です。

4つの事業段階別にみた、市民と共に取り組む際の留意点と、それを実施するまでの具体的な取組み方法例を以下に示します。

事業段階	市民と共に取り組む際の留意点	
	留意点	具体的な取組み方法例
1.構想段階	<p>地域の歴史や文化、自然環境等を、地域住民に直接あるいは間接的に聞き取り、構想作成に反映することが考えられます。</p> <p>[取組み例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の謂れ・歴史、周辺環境等を調べる ●地域の景観特性を調べる ●周辺のまち並みの様子を調べる ●夢や自由な想いを話し合う 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート ●ヒアリング ●グループインタビュー ●ひと言提案募集[はがき使用] ●ワークショップ ・構想案の立案 ・地域の資源[宝物]探し ・類似施設の見学
2.計画・設計段階	<p>計画初期段階では、市民から直接アイデアを聞くなどして計画に反映することが考えられます。</p> <p>また、設計段階では、設計者等のプロの視点から検討、作成した平面図やイメージ図等を示し、利用者の視点から意見を聞くなどして設計に反映することが考えられます。</p> <p>[取組み例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の立場から使い勝手を話し合う（計画段階） ●市民意見をとりまとめる（計画段階） ●プロの視点から検討した設計内容に対して、利用者の視点から意見を聞く（設計段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ ・計画案の立案 ・サンプルや模型、試作品の造作や設置等による検討（実験） ・設計者やデザイナー等による市民意見の取りまとめ ●パブリックコメント ●地元説明会
3.施工段階	<p>身体を動かして参加できる簡単な取組みを通じて、市民の公共施設に対する愛着と親しみの醸成を行うことが考えられます。</p> <p>[取組み例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事現場の見学会を開催する ●安全、簡単にできる作業に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地見学会 ●現場作業（体験） <ul style="list-style-type: none"> ・花壇整備 ・歩道や公園での植樹、客土入れ
4.維持管理段階	<p>公共施設の点検、花壇の管理、清掃活動等、日々の取組みに対する市民参加を図ることが考えられます。</p> <p>[取組み例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常的、定期的な維持管理活動に参加する ●アダプトシステム等により、積極的な景観形成に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の日常点検 ●花壇の管理、清掃活動 <ul style="list-style-type: none"> ・アダプト・ア・ロード事業 ●現場作業 <ul style="list-style-type: none"> ・公園遊具等のペンキ塗替え ・街路樹や公園の樹木の手入れ

5.チェックシート

連句 つながり

最後に、公共施設整備の各事業段階において、自らの取組みを客観的に確認するためのチェックシートを示します。公共事業の景観形成に対するあなたの想いを次の事業段階を担う者へつなげていくことが大切です。

さよやひおに品変はうたる恋をして
うきよ しな
浮世の果ては皆小町なり

凡兆 芭蕉

「市中は」の巻 三十一～三十二句目

華やかな恋の遍歴を重ねた老歌人。だが、人の行く末はみな小野小町のごとく、無残な老醜をさらすのが常である。涙を啜りながらも涙ぐむ、その零落の身の哀れさ。恋の句は連句一巻に欠かせない大事な要素である。芭蕉は、恋句の名手でもあった。

〔物語 その六〕 ～建設時のひと工夫～

実施設計も終え、建設が間近である。「指針」には建設時も景観に配慮する」とが記されている。景観担当課に相談すると、事例を紹介された。

建設現場の清掃、資材の整理整頓はもちろんであるが、近年、仮囲いに関しては、形状や色彩に配慮されたものから、工事現場内部の様子を伺えるものまで様々ある。担当者として、もうひと工夫してみようと思つ…。

5. チェックシート

5-1. チェックシートの使い方

(1) チェックシートの掲載について

公共施設整備において良好な景観の形成を進める際には、配慮内容に沿った取組みを着実に行っていくことが必要です。

ここでは、「構想段階」、「計画・設計段階」、「施工段階」、「維持管理段階」の4つの段階それぞれにおいて、整備、改修等の内容が配慮内容に適合しているかを確認していただくためのチェックシートを示しています。

(2) チェックシートの使い方

事業担当者は、チェックシートの配慮項目を適宜確認し、以下の手順に沿って活用してください。

- ①「基本事項」を記入してください。
- ②「当該公共事業において景観面で目指すこと」を記入してください。
ここで記入した内容は、その後の各事業段階の担当者が受け継ぎ、配慮していく基本となるものです。
- ③「配慮内容のチェックリスト」で、該当するものをチェックしてください。
なお、「(2)計画・設計段階」では、「配慮内容(共通)のチェックリスト」と「配慮内容(施設毎)のチェックリスト」(①道路～⑦駐車場・駐輪場(立体施設)の中から該当するもの)をセットにして用いてください。
- ④「その他配慮内容」には、配慮項目に掲載していること以外で、特に景観形成に配慮したことを記入してください。

このチェックシートへの記入及び提出は義務付けたものではありませんが、自らが行あうとする、あるいは自らが行った景観形成への配慮を一覧できるため、適宜確認していただくことをお勧めします。

なお、チェックシートは各自保管し、次の各事業段階の担当者に引き継いでください。

5-2. チェックシート

以下に、「構想段階」、「計画・設計段階」、「施工段階」、「維持管理段階」の4つの段階別のチェックシートを示します。

(1)構想段階

基本事項

チェック年月日			
チェック担当者			
施設名			
施設の位置 ゾーン : <input type="checkbox"/> 丘陵地ゾーン <input type="checkbox"/> 住まい共生ゾーン <input type="checkbox"/> にぎわいゾーン 誘導地区 : <input type="checkbox"/> 小野路宿通り <input type="checkbox"/> 町田駅前通り <input type="checkbox"/> 多摩境通り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*上表の「施設の位置」欄の項目は、「町田市景観計画」に示す景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に対応しています。

当該公共事業において景観面で目指すこと

配慮内容のチェックリスト

①市民や地域の想いを読み取る	
<input type="checkbox"/>	アンケートやヒアリング調査等により、市民や地域の想いを把握するよう努める。
②景観形成の考え方を整理する	
<input type="checkbox"/>	これから取り組もうとする公共施設整備の景観形成に関する考え方やコンセプト、基本方針等を整理し、書面に記録するよう努める。
③地形等の自然的要素を把握する	
<input type="checkbox"/>	町田市特有の景観を大きく改変することのないよう、検討を進める際には周囲を十分確認するよう努める。
④隣り合う施設や境界部分に着目する	
<input type="checkbox"/>	国や都・県、隣接する市、府内各部門、また必要に応じて市民や事業者の異なる主体が管理する施設や敷地の境界部分では、それぞれの景観形成の考え方、整備の内容や時期、手法等を関係者間で早期に協議し、可能な限り使用する素材や色彩、形態意匠を揃えて相乗効果が発揮されるよう、整備の方向性について調整する場や機会を設けるよう努める。
⑤時の流れを考慮する	
<input type="checkbox"/>	色あせや破損等の劣化や経年変化がしにくい素材、あるいは時の経過とともに風合いが増し歴史的な趣を醸し出す素材を用いるよう努める。
<input type="checkbox"/>	その場所が有する歴史性を引き立てて地域の味わいが増すように、地域が有する歴史的な文脈等を阻害しない整備の方針を立てるよう努める。
<input type="checkbox"/>	特殊または高価な素材を用いる場合には、ランニングコスト長期修繕に関する維持管理の方法についても十分検討するよう努める。

その他配慮内容

(2)計画・設計段階

「(2)計画・設計段階」は、下記「共通」の配慮内容チェックリストと、次頁以降に掲載している「施設毎」の配慮内容チェックリスト(①道路～⑦駐車場・駐輪場(立体施設)の中から該当するもの)をセットにして用いてください。

基本事項

チェック年月日			
チェック担当者			
施設名			
施設の位置	ゾーン : <input type="checkbox"/> 丘陵地ゾーン 誘導地区 : <input type="checkbox"/> 小野路宿通り	<input type="checkbox"/> 住まい共生ゾーン <input type="checkbox"/> 町田駅前通り	<input type="checkbox"/> にぎわいゾーン <input type="checkbox"/> 多摩境通り

*上表の「施設の位置」欄の項目は、「町田市景観計画」に示す景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に対応しています。

当該公共事業において景観面で目指すこと

配慮内容(共通)のチェックリスト

共通	
①地域の個性を尊重する	
<input type="checkbox"/>	アンケート調査やワークショップ等で得た地域住民の想いを地域の個性として捉えて、公共施設の形態意匠や色彩等の計画及び設計を行う際のヒントとするよう努める。
②景観形成の考え方を確認し、計画等へ反映する	
<input type="checkbox"/>	構想段階で整理された景観形成の考え方を尊重し、その意図を計画や設計に反映するよう努める。
③既存の地形と自然環境の過大な改変を避ける	
<input type="checkbox"/>	谷戸等の地形や自然環境の過大な改変は可能な限り避けるよう、模型やイメージ図等を用いて確認し、計画するよう工夫する。
④周囲の景観とのつながりに配慮する	
<input type="checkbox"/>	構想段階において、隣り合う公共空間あるいは民有空間の関係者間で行った事前協議を継続して開催し、事業の進捗状況に応じた詳細な調整を行うよう努める。
⑤長く、その場にあり続けるものへの配慮を行う	
<input type="checkbox"/>	構想段階で検討した施設の目的や立地場所に応じた経年変化に関する考え方を踏まえ、用いる素材や建材、また施工方法等を工夫する。

その他配慮内容

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

①道路	
A. 線形	
<input type="checkbox"/> A-1. 谷戸地形に代表される自然地形の改変を可能な限り抑えて原地形に沿った線形を採用するなど、周囲の良好な景観を損なわないよう、また周囲の景観と馴染むよう配慮する。	
B. 製装	
<input type="checkbox"/> B-1. 景観上配慮が必要な場所では、自動車や歩行者の走行性を確保した上で、脱色バインダ舗装等により、周囲の景観との調和に配慮しながら地域の個性を演出するよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> B-2. 駅前や商店街等、大勢の人が行き来する歩道では、歩行者の安全性を確保した上で、インターロッキングブロックや平板等により、地域の賑わいを演出するよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> B-3. インターロッキングブロックや平板、カラーアスファルト等の舗装を用いる場合は、次の事柄に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な調和や交差する道路の舗装との調和に配慮する。 ・必要に応じて、民地の舗装に配慮し、模様等の特徴的な舗装は避ける。 ・まち並みと調和し突出しない素材や色彩とし、低彩度色を基本に、単色もしくは明度の近い色を組み合わせて用いる。 ・単色を用いる場合は、単調になりすぎないように、色むらや表面の仕上げに表情のある素材を選定する。 	
C. 柵、照明柱等	
<input type="checkbox"/> C-1. 柵や照明柱、ボラードは、シンプルで控えめな形態意匠や落ち着いた色彩にするとともに、周囲のまち並み景観や自然景観への眺めを阻害することなく、馴染むよう配慮する。	
D. 樹木、花壇	
<input type="checkbox"/> D-1. 道路の地域での位置付けや道路構造を勘案しつつ、並木の整備や花壇の設置を行うなどして、潤いや安らぎの演出に配慮する。	
<input type="checkbox"/> D-2. 植栽帯が狭く、スペースが限られている場合は、花、ツタ等の地被植物を植えて、まちなかに潤いを創出するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> D-3. 街路樹を整備する際は、成木となった時の樹高、樹形、樹冠を考慮したまち並み景観を想定して、樹種の選定と配植に努める。	
E. 摊壁	
<input type="checkbox"/> E-1. コンクリート擁壁の場合は、雨だれの汚れが目立たないよう縦スリットを設けるなど工夫する。	
<input type="checkbox"/> E-2. 化粧型枠等を用いることにより、周囲の景観との調和を図るよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> E-3. 谷戸等の自然環境が豊かな場所では、植栽ブロックを用いて地被植物等を植栽し、道路空間に潤いを創出するよう努める。	
<input type="checkbox"/> E-4. 可能な限り緩やかな法面勾配にしたり、小段を設けたりして、歩行者等への圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。	
F. 歩道橋、ペデストリアンデッキ	
<input type="checkbox"/> F-1. シンプルな形態意匠や彩度を抑えた控えめな色彩にするよう努める。	
<input type="checkbox"/> F-2. 周囲の市街地景観や自然景観、歴史的景観等の地域特性を踏まえ、形態意匠や色彩に反映するよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> F-3. 構造物の下部空間が暗くならないよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> F-4. 構造物の側面は、雨染み等による汚れが付きにくくなるよう工夫する。	
G. 道路占用物	
<input type="checkbox"/> G-1. 道路占用物はシンプルで控えめな形態意匠や落ち着いた色彩にするとともに、周囲のまち並み景観や自然景観への眺めを阻害することなく、馴染むよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> G-2. バス停は、シンプルな形態意匠とし、彩度を抑えた控えめな色彩を用いて、すっきりとした景観の形成に努める。	

その他配慮内容

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

②橋梁	
A. 橋梁本体	
<input type="checkbox"/> A-1. 架橋目的や安全性、快適性等を考慮した構造から生まれる機能美を尊重し、過度な装飾を避けたシンプルな形態意匠として、橋梁全体の姿の美しさに配慮する。	
<input type="checkbox"/> A-2. 市街地景観や自然景観、歴史的景観等の地域特性を考慮し、橋梁本体の形態意匠や色彩にそれらを反映して周囲の景観に馴染むよう工夫する。	
B. 高欄	
<input type="checkbox"/> B-1. 過度な装飾を避け、横桟や縦桟のシンプルな形態意匠とするよう配慮する。なお、横桟タイプの場合は足掛かりとなりにくい形態とし、また縦桟タイプの場合はすり抜けにくい形態とするよう努める。	
<input type="checkbox"/> B-2. 彩度の高い色彩を避け、深みのある落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> B-3. 橋梁の側面や桁下に併設される水管橋やその附属物は、橋梁の桁側面及び高欄で用いる色彩に配慮し、目立たないよう配慮する。	
C. 照明柱	
<input type="checkbox"/> C-1. 橋梁上に設ける照明柱は高欄に用いた色彩との調和に配慮する。一方、橋台付近に設置する照明柱は前後の道路に設けられている照明柱と同様な色彩とするなど、橋梁全体及び道路とのつながりに配慮する。	
D. 橋詰（橋のたもと）	
<input type="checkbox"/> D-1. 花木を用いて緑化したり、小広場を設置したりして、まちなかに潤いと憩いの場を創出するなど、橋梁本体と合わせて市民が愛するまちの資産となるよう配慮する。	

その他配慮内容

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

③河川・水路	
A. 護岸	
<input type="checkbox"/> A-1. 石材を用いて布積や谷積等の積み方による整備を行い、水辺の自然景観を演出する形態意匠となるよう努める。	
<input type="checkbox"/> A-2. 石材を模した化粧パネルや化粧型枠を用いて整備を行い、水辺の自然景観を演出する形態意匠となるよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> A-3. 治水や利水また安全上の支障のない範囲で親水護岸を整備することにより、まちなかに潤いの感じられる景観の創出に努める。	
<input type="checkbox"/> A-4. 多自然型護岸を採用して昆虫や水生生物、小動物等の多様な生物の生息に配慮するなど、周囲の自然環境を壊さないような景観の形成に努める。	
B. 管理用通路	
<input type="checkbox"/> B-1. 管理用通路の舗装は、周囲の市街地景観や自然景観等との調和を図るよう配慮し、脱色バインダ舗装やカラー舗装等を用いる場合は彩度を抑えたものとする。	
C. 柵、照明柱	
<input type="checkbox"/> C-1. 柵は転落防止の安全性を確保した上で、可能な限り細い桟を用いたシンプルな形態意匠として、河川への眺めを阻害しないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> C-2. 柵の色彩は彩度を抑えたものとし、河川の自然景観や周囲の市街地景観等を阻害しないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> C-3. 管理用の柵は必要最低限とし、一箇所に異なる管理者による同様の柵が複数設置されないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> C-4. 照明機器は防犯等の安全性を十分確保した上で、周囲の状況に応じて、光が周囲に広がり過ぎないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> C-5. 照明柱の色彩は柵と同様な色彩とするなど、管理用通路全体で統一感のある景観となるよう配慮する。	

その他配慮内容

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

④公園・緑地	
A. 樹木等	
<input type="checkbox"/>	A-1. 時の経過を考慮し、成木になった時の樹高や樹形による園内及び園外からの景観を想定して樹種選定と配植に努める。
<input type="checkbox"/>	A-2. 子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じたまちの資産となる緑豊かな環境を創出するよう工夫する。
<input type="checkbox"/>	A-3. 主に住宅地及びその近隣に位置する公園では、花木をはじめ、紅葉樹や落葉樹等、一年を通じて変化を楽しめる樹種を選定するなど、周囲に対して季節感のある景観を創出するよう努める。
<input type="checkbox"/>	A-4. 主に郊外に位置する公園では、公園周辺の既存樹木の樹種や樹高を、見通しの確保等の防犯面を考慮した上で植栽計画に反映し、周囲と園内が一体的な空間となるよう調和に努める。
<input type="checkbox"/>	A-5. 公園周辺の街路樹や花壇に植栽する樹木や草花は、公園内の樹種と調和を図り、公園と公園周辺が一体的な景観となるよう努める。
B. 園路	
<input type="checkbox"/>	B-1. 園路は、安全性や耐久性を考慮した上で、土や石材、木材の自然素材を用いたり、落ち着きのある色彩を用いたりして、自然的な空間と調和した質感を持ち合わせるよう配慮する。
C. 柵、照明柱	
<input type="checkbox"/>	C-1. 墬やフェンス等を設ける場合は、敷地内の緑や周辺のまち並みと調和する素材や色彩に配慮する。
<input type="checkbox"/>	C-2. 照明柱は過度な装飾を避けてシンプルな形態意匠にするとともに、可能な限り細く、また彩度や明度を抑えた色彩を用いて、周囲の自然的景観を阻害しないよう努める。
D. ベンチ	
<input type="checkbox"/>	D-1. ベンチは過度な装飾を避けてシンプルで控えめな形態意匠にするとともに、色彩や素材に配慮し、周囲の木々や公園全体の景観を引き立てるよう努める。
E. 建築物	
<input type="checkbox"/>	E-1. トイレや管理事務所等は、耐久性、耐候性を考慮した上で、周囲の木々の高さを超えない規模にしたり、派手で奇抜なものにならないよう工夫したりして、園内の自然との調和に努める。
<input type="checkbox"/>	E-2. 原地形に沿って計画したり、敷地の改変は最小限に抑えたりして、公園内の景観に溶け込むよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	E-3. 建築物の周囲に花木や紅葉の美しい樹木を主体とした植栽を行うなどして、市民に愛されるまちの資産となるよう努める。
F. 駐車場	
<input type="checkbox"/>	F-1. 設置位置の工夫や道路と駐車場の高低差により周囲から自動車見えなくしたり、中低木植栽を緩衝物として設けて見え難くしたりするよう努める。
<input type="checkbox"/>	F-2. 芝生等の地被植物を用いたり、中高木を余地に植栽するなどして駐車場緑化を行い、駐車場も公園の一部である雰囲気を創出するよう努める。
G. 遊具	
<input type="checkbox"/>	G-1. 周囲の自然や歴史、市街地等の環境や景観を踏まえ、全体のバランスの中で調和するよう配慮する。

その他配慮内容

--

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

⑤公共建築物	
A. 配置	
<input type="checkbox"/> A-1. 道路や隣地境界から後退させるなどして、ゆとりのある空間づくりに努める。	
<input type="checkbox"/> A-2. 祭りやイベント時、さらには災害時等に利用できるオープンスペースを設けるよう努める。	
<input type="checkbox"/> A-3. 原地形に沿った計画や敷地の改変を最小限に抑えるなどして、地域の景観に溶け込むよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> A-4. 背後の樹林や周囲の山並みを借景として活用し、主要な視点場から見た際に、建築物が樹頂部や稜線を超えないようにするなど、中景に配慮した配置に努める。	
<input type="checkbox"/> A-5. 敷地内や周辺に残すべき資源や自然等がある場合は、これらを生かした計画とするよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> A-6. 隣棟間隔に配慮して、ゆとりのある空間づくりに努める。	
B. 形態意匠、色彩	
<input type="checkbox"/> B-1. 公共施設の用途や地域での位置付けを考慮し、控えめな形態意匠の中にも一部にアクセントとなる形態意匠や色彩を施すなどして、地域のシンボルあるいはまちの景観上の資産となるよう努める。	
<input type="checkbox"/> B-2. 地域で見られる建築物の特性を形態意匠や色彩に反映して、周囲のまち並みや自然景観に馴染むよう努める。	
<input type="checkbox"/> B-3. 空調・給水施設、避難設備等は、道路等から見えにくい位置への設置、また建築物本体と同様な形態意匠の囲いや色彩を用いて、建築物本体と馴染ませるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> B-4. 谷戸地形の中では、壁面だけでなく屋根や屋上も含めて、多様な視点場から眺められることに配慮する。	
<input type="checkbox"/> B-5. 谷戸地形の中、特に斜面地で整備する際は、高さ、規模、形態意匠等に対して、周囲からの眺望に配慮する。	
C. 素材	
<input type="checkbox"/> C-1. 耐久性、耐候性に優れ、周囲の景観との調和に配慮した材料、素材を用いて、時の経過により風格や味わいが増すよう配慮し、地域のシンボル性が増して景観上の資産となるよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> C-2. 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸のある素材を用いて陰影効果を出したり、同系色の色彩を複数用いて視覚的に分節したりして、単調にならないよう努める。	
<input type="checkbox"/> C-3. 付近の建築物で用いられている素材に配慮して、周囲の景観に馴染むよう努める。	
<input type="checkbox"/> C-4. 耐久性や耐候性に優れた素材を用いたり、汚れが付きにくいコート材を塗布したりするなど、維持管理がしやすくなるよう工夫する。	
D. 外構、緑化	
<input type="checkbox"/> D-1. 敷地境界は、可能な限り柵やフェンス等は設けず、高低木の植栽により開放的な空間を創出するよう努める。	
<input type="checkbox"/> D-2. 花木や紅葉、落葉樹等、一年を通じて変化を楽しめる樹種を選定して、季節感のある景観を創出するよう努める。	
<input type="checkbox"/> D-3. 既存植生と調和した樹種の植栽により、周囲の自然景観に馴染ませるよう努める。	
<input type="checkbox"/> D-4. 屋上緑化や壁面緑化を行い、まちなみな緑豊かな潤いのある景観を創出するよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> D-5. 樹木の種類の選定や配植は、将来の樹木の成長を想定し、建築物との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> D-6. 周囲の環境を考慮した上で、必要に応じてライトアップを行うなど、夜間景観に配慮する。	
<input type="checkbox"/> D-7. 敷地内の形態意匠だけを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路等の周囲のまち並み景観と調和した形態意匠を考慮し、色彩や素材に配慮する。	
<input type="checkbox"/> D-8. 柵やフェンス等を設ける場合は、敷地内の緑や周囲のまち並みと調和する素材や色彩に配慮する。	

その他配慮内容

--

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

⑥公共サイン等	
A. 配置	
<input type="checkbox"/> A-1. 設置しようとする場所の周囲に整理、統合が可能な公共サインがあるかを確認し、可能な限り集約するなどして、形態の異なる様々なサインが林立しないように努める。	
<input type="checkbox"/> A-2. 背景となる樹木や植栽、建築物等への視線を大きく遮らないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> A-3. 柱や壁面等に設置する場合は、設置する場所の幅や高さ、間隔等のバランスを考慮する。	
B. 形態意匠、色彩	
<input type="checkbox"/> B-1. 円筒型や多面体型、バナー等、形状や掲示方法の工夫により、必要な情報を伝えるとともに、まち並み景観のアクセントとなるよう努める。	
<input type="checkbox"/> B-2. 設置しようとする場所が自然豊かな地域であるか、あるいは市街地であるか等の周囲の景観を考慮し、調和するよう努める。	
<input type="checkbox"/> B-3. 視認性を損なわない範囲で表示面を小さくしたり、表示面の裏やフレームを落ち着いた色彩に塗装したりして、周囲の景観に大きな影響を及ぼさず、地域の個性を演出するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> B-4. 公共サイン等が対象とする物や範囲を踏まえた上で、地域や路線の特性に応じて形態意匠や色彩を統一するなど、空間のつながりや一体性に配慮する。	
<input type="checkbox"/> B-5. 地の色は白または素材色、もしくは建築物と一体的な色彩とするよう努める。なお、サイン計画等に基づく場合はこの限りではない。	
<input type="checkbox"/> B-6. 華美な装飾は避け、シンプルな形態意匠とする。	
C. 素材	
<input type="checkbox"/> C-1. 石材や木材等の自然素材の持つ風合いや、ガラスやステンレス等の持つ質感を生かすなどして、案内する施設や地域の特性との調和を図ったり、景観形成上のアクセントとなるよう工夫する。	
D. 掲載内容	
<input type="checkbox"/> D-1. 表示面は情報量を可能な限り少なくしたり、地域の特性に応じたピクトグラムやマーク、ロゴ等を用いたりして簡潔にし、誰もが分かりやすくなるよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> D-2. 文字の色は、地の色との調和(融合・対比)を考慮して選定する。	

その他配慮内容

配慮内容(施設毎)のチェックリスト

⑦駐車場・駐輪場(立体施設)	
A. 配置	
<input type="checkbox"/>	A-1. 道路や隣地境界から可能な限り後退させるなどして、スケール感を歩行者に合わせ、周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。
<input type="checkbox"/>	A-2. 景観への影響が少なくなるよう、地下への設置についても検討する。その際、地上に設置される出入口については、シンプルな形態意匠を基本とし、周囲のまち並みに馴染むよう努める。
B. 形態意匠、色彩	
<input type="checkbox"/>	B-1. シンプルで飾らない形態意匠を基本とした上で、周囲の建築物の形態意匠や色彩等と馴染むよう努める。
<input type="checkbox"/>	B-2. 後退して生み出された道路との境界部分はオープンスペースとして整備し、まちなかにゆとりを創出するよう工夫する。
<input type="checkbox"/>	B-3. 壁面緑化を行うなどして、まちなかに緑豊かな潤いのある景観を創出するよう努める。

その他配慮内容

--

(3)施工段階

基本事項

チェック年月日			
チェック担当者			
施設名			
施設の位置 ゾーン 誘導地区	<input type="checkbox"/> 丘陵地ゾーン <input type="checkbox"/> 小野路宿通り	<input type="checkbox"/> 住まい共生ゾーン <input type="checkbox"/> 町田駅前通り	<input type="checkbox"/> にぎわいゾーン <input type="checkbox"/> 多摩境通り

*上表の「施設の位置」欄の項目は、「町田市景観計画」に示す景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に対応しています。

当該公共事業において景観面で目指すこと

配慮内容のチェックリスト

①設計意図の一貫性を保つ	
<input type="checkbox"/>	構想や計画・設計段階でまとめた景観形成に関する考え方を再度確認し、計画等の意図を理解して一貫性を保つよう努める。
<input type="checkbox"/>	施工段階で思いついた新たな意匠は加えないよう努める。もし加える必要がある場合は、計画・設計段階の担当部署等と協議の上で実施するよう努める。
②現場の状況に応じて適切に判断する	
<input type="checkbox"/>	現場で景観上重要な建造物や樹木等の資源が確認された場合は、その保全策や活用策を講じるよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	保全策や活用策を講じる場合は、計画・設計段階の担当部署等との協議の上で実施するよう努める。
③影響が及ぶ自然環境は早期対策を講じる	
<input type="checkbox"/>	公共事業により樹木の伐採の可能性がある場合は、移植等を検討し、適切に対処するよう努める。
<input type="checkbox"/>	切土等が発生する場合は、自然環境の早期回復に効果がある表土の復元に努める。なお、その際には表土の仮置き、再利用についても検討するよう努める。
④仮設物等への配慮と整理整頓・清掃を行う	
<input type="checkbox"/>	現場事務所等の仮設物は、民地あるいは市民が通常通行する道路等の場所から離して建てたり、外壁を白色あるいは淡いクリーム色等を用いたりして、周囲へ圧迫感や不安感を及ぼさないよう工夫する。
<input type="checkbox"/>	建設資材の種類や方向を揃えたり、建設機器を整然と配置するなどしてすっきりとした現場の景観の形成に努める。
<input type="checkbox"/>	現場及びその周囲では、砂埃や路面への泥はねの処理を含む清掃に努める。
<input type="checkbox"/>	仮囲いは、周囲の景観と調和したすっきりとしたデザインや緑化に努めたり、どのような工事が行われているのかを市民に知らせるための小窓を設けたりするなど工夫をする。
⑤維持管理時のことを考え取り組む	
<input type="checkbox"/>	将来の維持修繕のしやすさを考慮した上で、景観材料を適材適所使用するよう努める。
<input type="checkbox"/>	将来の維持修繕の方法を予め検討しておくよう努める。

その他配慮内容

(4)維持管理段階

基本事項

チェック年月日	
チェック担当者	
施設名	
施設の位置 ゾーン 誘導地区	<input type="checkbox"/> 丘陵地ゾーン <input type="checkbox"/> 住まい共生ゾーン <input type="checkbox"/> にぎわいゾーン <input type="checkbox"/> 小野路宿通り <input type="checkbox"/> 町田駅前通り <input type="checkbox"/> 多摩境通り

*上表の「施設の位置」欄の項目は、「町田市景観計画」に示す景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に対応しています。

当該公共事業において景観面で目指すこと

配慮内容のチェックリスト

①市民と共に日常的な維持管理を行う	
<input type="checkbox"/>	施設の破損等の異常を早期に発見し補修できるよう、日常的な見回りを実施するよう努める。
<input type="checkbox"/>	現在実施しているアダプト・ア・ロード等の取組みを一層積極的に実施するよう努める。
<input type="checkbox"/>	市民と共に取り組むことができる維持管理の項目を整理し、共に実施するよう努める。
<input type="checkbox"/>	市民意見から景観上の問題点や課題を把握するなど、施設利用者の視点から意見を集めよう工夫する。
②設計意図に基づく適切な維持を行う	
<input type="checkbox"/>	維持管理の際は、景観形成に関する考え方や方針等（計画書等）を読み、把握に努める。
<input type="checkbox"/>	計画書等がない場合は、施設の現状や周囲の景観を確認して維持管理における景観形成上の基本的な考え方を簡潔に整理し、書面にまとめるよう努める。当該書面は担当者が変わっても利用できるよう保管に努める。
<input type="checkbox"/>	街路樹等の植物は設計意図を踏まえて管理するものの、成長により信号機や標識、電線等へ影響を及ぼす場合は、適度な剪定を行い管理に努める。
<input type="checkbox"/>	老木や大きくなりすぎて倒木の恐れがある樹木は、歩行者や自動車交通等の安全を考慮して、適切な管理に努める。
<input type="checkbox"/>	建築物の外壁、橋梁の塗り替え等の修繕は、現状の形態意匠、色彩を踏まえ、色彩の基準に合わせることを基本とする。なお、周辺環境の変化、または維持管理上の新技術の開発や修繕用材料の性能向上等により、効率的、効果的な修繕が可能となった場合は、周囲の景観との調和を図ることを基本としながら取り組むよう努める。
<input type="checkbox"/>	既存の公共施設の中で、特に現在用いられている色彩が彩度の高い派手なものであるなど、周囲の景観の中で突出し、調和を欠いていると思われるものは、当該立地場所の景観特性等を再度確認して、新たに適切な色彩を施すなど工夫する。なお、検討に際しては景観担当課へ事前相談を行い確認する。
<input type="checkbox"/>	ガードレール等の部分補修を行う際は、将来的に望ましい形態意匠や色彩に変更するよう努める。
<input type="checkbox"/>	塗装修繕の場合は、修繕箇所のみを塗装するのではなく、修繕箇所を含む一定の区画一面を対象として行い、修繕箇所が目立たないように工夫する。
③計画的かつ優先順位の設定による効果的な維持管理に進める	
<input type="checkbox"/>	国や都が管理する公共施設、また府内の他部署が管理する公共施設が隣接する場合は、それぞれの維持管理計画等の内容を相互に把握するよう努める。
<input type="checkbox"/>	都道と市道が交差する交差点等、異なる管理者が管理する公共施設が隣接してある場合は、定期的に行う維持管理の時期を合わせ、隣り合う公共施設の形態意匠等をそろえるよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	必要に応じて関係者間で調整の場を設け、効率的な維持管理の考え方や方法を調整するよう努める。

その他配慮内容

--

御留守おるすとなれば広き板敷いたじき
手のひらに風かざ這はする花の陰かげ

霞かすみ動かぬ風かぜの眠ねむたさ

「市中は」の巻
三十四～拳句

歌仙巻末の三句。前句の零落した人物がいるのは、主人が外出してがらんとした板敷きの部屋。庭の花陰では下男でもあろうか、のんびり風を掌に這わせ興じている。眠たげな春の昼下り。連句では巻尾三十六句目の句を「拳句」と呼び、めでたい気分で巻き納めるのをよしとする。

〔物語 その七〕 ～担当者の喜び～

公共施設が完成して、早十年。風雨により退色した所もあるが、それを想定して造ったものであるため、「味わいが増してきた」と言って良い。

また、隣り合う資源とのつながりに配慮して造ったため、周囲の風景と程よく馴染む、良好な景観となっている。何よりも地域の皆さんに愛され、大切にしていることが、十年前の担当者として嬉しい。

*連句に関しては、「町田連句を楽しむ会」、「町田市生涯学習部」の助言を得ました。

*掲載している写真の一部は、以下の方々にご協力いただきました。

写真提供者（敬称略）	掲載頁と写真番号・位置等
松本司	巻頭（町田の春、町田の夏、町田の秋、町田の冬）
二井昭佳	P5（土木学会関東支部 第10回「土木とくらし」写真コンテスト優秀賞）
大沼徹	P6上、P7上、P15A-1、P17D-1、P26A-1
原鉱業株式会社	P15B-1
土方隆司	P16B-2
株式会社サンエス	P17 中段右
ナグモデザイン事務所	P17 下段中、P17 下段右、P22B-2、P22C-1、P23 下段上、P23 下段下
株式会社サンポール	P19 中段中
岩崎電気株式会社	P19 中段右
小野寺康	P19 下
日本鋳造株式会社	P21A-1
株式会社住軽日軽エンジニアリング	P21A-2
株式会社越後交通鉄工所	P22B-3
愛知県建設部河川課	P25A-4 とその左
オーデリック株式会社	P25D-1
大槻俊一	P27C-2
株式会社佐藤渡辺	P28 下段左
四国化成工業株式会社	P28 下段中左
株式会社ピーエーデザイン / 株式会社リーフライト	P28 下段中右
菱光商事株式会社	P28 下段右
杏義啓	P30C-2
西田正徳	P30D-1、P35A-1
角田憲一	P31D-5 の左
佐々木一成	P31 下段上左
ユミラ建築設計室	P35B-3
牛久駅前実行委員会	P42 上

町田市景観指南書
公共事業景観形成指針

発行年月：2013年（平成25年）2月

発行者：町田市

〒194-8520

町田市森野2-2-22

電話 042-722-3111（代表）

刊行物番号：12-84

事務局：町田市都市づくり部地区街づくり課

編集・印刷：株式会社 創建